

第12回 鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

日時：令和8年6月5日（金） 15:30～17:00

開催形式：Web会議

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 規約の一部改定（上流域）について 資料0
- (2) 取り組みの進捗状況について 資料1
- (3) 令和7年度の取り組み事例について 資料2
- (4) 取組方針改定案について 資料3
 - ・新旧対応表 資料4
 - ・今後概ね5年で実施予定の取組内容 資料5

4. 報告事項等

- (1) 常総水害から10年 資料6
- (2) 水害時避難の”ジブンゴト化”を促進する「避難行動促進ツール」・資料7
- (3) 地域住民の避難行動促進 資料8
- (4) とちぎ学生防災サークルとの連携 資料9
- (5) 「在留外国人を対象とした避難体験型マイ・タイムライン講習会
実施の進め方～行政職員向け手引き～」について 資料10

5. その他

6. 閉 会

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川下流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、市町、県、河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川上流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、下館河川事務所が管理する別表1の河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局下館河川事務所で行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年6月13日から施行する。

平成29年5月30日 改定

平成30年5月30日 改定

令和3年2月19日 改定

令和6年6月5日 改定

令和7年2月19日 改定

令和7年6月30日 改定

令和8年6月5日 改定

別表 1

鬼怒川

小貝川

田川放水路

別表 2

宇都宮市長

小山市長

真岡市長

矢板市長

さくら市長

下野市長

上三川町長

益子町長

芳賀町長

塩谷町長

高根沢町長

栃木県知事

日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長

東武鉄道株式会社 安全推進部長

真岡鐵道株式会社 代表取締役社長

野岩鐵道株式会社 常務取締役 鉄道部長

気象庁 宇都宮地方気象台長

気象庁 水戸地方気象台長

国土交通省 国土地理院 関東地方測量部長

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所長

別表 3

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長
小山市 総務部 危機管理課長
真岡市 市民生活部 市民生活課長
矢板市 **生活環境局** ~~市民生活部~~ **局長** ~~危機対策班長~~
さくら市 総合政策部 総務課長
下野市 市民生活部 安全安心課長
上三川町 総務課長
益子町 総務部 総務課長
芳賀町 総務企画部 総務課長
塩谷町 くらし安全課長
高根沢町 地域安全課長
栃木県 危機管理防災局 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 河川課 県土防災対策班長
日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
東武鉄道株式会社 安全推進部 課長
真岡鐵道株式会社 事業部 事業部長
野岩鐵道株式会社 鉄道部 部次長
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官
気象庁 水戸地方气象台 防災管理官
国土交通省 国土地理院 関東地方測量部 防災課長
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 副所長（技術）
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 副所長（技術）

具体的な取組の柱		主 な 内 容	目 標 時 期															地 域 住 民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されて いる課題等がございましたら、以下の（自由記入欄） にご記入ください。
事 項																			
具体的取組	宇 都 宮 市			小 山 市	真 岡 市	矢 板 市	さ くら 市	下 野 市	上 三 川 町	益 子 町	芳 賀 町	塩 谷 町	高 根 沢 町	栃 木 県	国				
1)ハード対策の主な取組																			
■洪水を河川内で安全に流す対策																			
	・護岸整備(河岸侵食対策)等	・護岸整備(河岸侵食対策)等	順次実施											関東 地整■			(自由記入欄)		
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																			
	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	H28年度から順次実施											関東 地整■			(自由記入欄)		
	・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■				活用	(自由記入欄)		
	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備(新技術活用も含め)及び適切な管理	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備や新技術の活用検討、配備後の適切な管理を実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東 地整■			(自由記入欄)		
	・簡易水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置	・簡易水位計や簡易型河川監視カメラの設置	H28年度から順次実施							▲				関東 地整■			(自由記入欄)		
	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H28年度から順次実施	－	●	●	－	●	－	－	●	－	●	－			(自由記入欄)		
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																			
■ハザードマップの作成・ 周知等																			
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション(鬼怒川・小貝川)の公表	・鬼怒川洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表 ・小貝川洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	H28.8 H28年度												関東 地整●	活用	(自由記入欄)		
	・ハザードマップの作成・周知	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを策定・更新する	H29年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	●	○			活用	(自由記入欄) 令和7年度更新を実施、令和8年度に住民配布予定(塩谷町)		
	・地域の特性を踏まえた適切な避難方法(垂直避難等)や効果的なまるとまちごとハザードマップの検討・周知	・水位の上昇が早い、上流域の特性を踏まえた垂直避難等の適切な避難方法の検討や、公共施設や電柱を中心に、看板の設置や周知を行う	H29年度から順次実施	■	■	▲	▲	●	■	■	■	▲	▲	▲	■	気象庁■ 地理院－ 関東地整●	活用	(自由記入欄)	
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画に水害を位置づけていく	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		気象庁■	活用	(自由記入欄)		
	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する	H28年度から順次実施										■		地理院■	活用	(自由記入欄) GISでの地図情報上にハザードマップデータを掲載 :令和7年度作成(令和8年度より公開)(塩谷町)		

: 令和6年度以前

: 令和6年度実施

: 令和7年度実施

: 令和8年度以降に実施予定

: 令和9年度以降に実施予定

○: 実施予定

●: 実施済み

■: 実施済み(継続)

▲: 検討中

－: 対象なし

具体的な取組の柱		主 な 内 容	目 標 時 期															地 域 住 民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されて いる課題等がございましたら、以下の（自由記入欄） にご記入ください。
	事 項			宇 都 宮 市	小 山 市	真 岡 市	矢 板 市	さ くら 市	下 野 市	上 三 川 町	益 子 町	芳 賀 町	塩 谷 町	高 根 沢 町	栃 木 県	国			
	具体的取組																		
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																			
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成																			
	・短時間判断等の上流域の特徴を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討	・水位の上昇が早いことで限られた時間での避難指示等の判断を行うことが想定され、その特徴を踏まえたタイムラインへの更新、実践的な訓練の検討を行う	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	参加	（自由記入欄）	
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度から順次実施														活用	（自由記入欄）	
■防災教育や防災知識の普及																			
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	●	■	■	■	■	●	■	活用	（自由記入欄）	
	・水防災に関する説明会の開催	・水防災に関する説明会を開催する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	参加	（自由記入欄）	
	・水害記録の伝承	・自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する ・過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す	R2年度から順次実施	－	■	▲	－	－	－	－	▲	▲	－	－	－	■	活用	（自由記入欄）	
	・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート	・小中学生を対象に防災教育の実施や授業への組み込みの際の教員へのサポートを実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	▲	■	■	■	■	■	参加	（自由記入欄）	
	・出前講座等を活用した講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	●	■	■	■	■	参加	（自由記入欄）	
	・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	・プッシュ型による情報発信（洪水予報等）の実施	H28年度から順次実施													関東地整■	活用	（自由記入欄）	
	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	H28年度から順次実施								■					関東地整■	活用	（自由記入欄）	
	・水害リスクラインによる水位情報の提供	・水害リスクラインによる一般への水位情報の提供	R2年度から順次実施													関東地整■	活用	（自由記入欄）	
■共助の仕組み強化のための取組																			
	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		関東地整■		（自由記入欄）	
	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等のパンフレット等を設置	R元年度から順次実施	▲	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■			活用	（自由記入欄）	
	・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常勤務における防災に関する取組事例を共有 ・災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 ・最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する支援を実施	R元年度から順次実施	▲	▲	▲	▲	■	■	▲	▲	■	■	▲	▲		参加	（自由記入欄）	
■災害を我がことと考えるための取組																			
	・ハザードマップの訓練等への活用	・ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施	R元年度から順次実施	●	■	■	■	■	－	■	■	■	■	■	■	■	参加	（自由記入欄）	
	・マイ・タイムライン作成講座の実施	・マイ・タイムライン作成講座の実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	▲	▲	▲	■	●	■	参加	（自由記入欄）	
	・地域の防災リーダーの育成	・地域の防災士等やマイ・タイムラインリーダーへの研修を実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	－	■	▲	■	■	■	■	■	参加	（自由記入欄） ・自主防災組織リーダーの防災士養成講座受講を行いました。（塩谷町）	
	・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施	・水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施	R元年度から順次実施	■	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	参加	（自由記入欄）	

○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み（継続）、▲：検討中、－：対象なし

具体的な取組の柱		主な内容	目標時期															地域住民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
	事 項			宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	国			
	具体的取組																		
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																			
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																			
	・水防団等への連絡体制の再確認	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・適切な管理の実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	○	■				(自由記入欄) ・無線機の更新整備予定(塩谷町)		
	・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団の連絡体制の確保	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				(自由記入欄)		
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	—	■	■	■	気象庁■ 関東地整■	参加	(自由記入欄)		
	・関係機関が連携した実働水防訓練の検討・実施	・利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合体水防訓練等の水防管理団体の訓練に参加及び実施内容等の検討	引き続き実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁■ 関東地整■ 地理院—	参加	(自由記入欄)		
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・広報紙やホームページ等で広く募集していく	引き続き実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			参加	(自由記入欄)		
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討を実施し、構築する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				(自由記入欄)		
	・自主防災組織の促進及び支援等の検討	・地域の住民が協力し合う自主防災組織の普及の促進及び支援等の検討の実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁■ 関東地整■	参加	(自由記入欄)		
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																			
	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等	・AI等を用いた洪水の予測精度の向上を図る	H28年度から順次実施												関東地整■		(自由記入欄)		
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組																			
■既存施設の活用を含めた緊急排水計画(案)の作成及び既存施設の管理方法の検討																			
	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、霞堤の排水機能を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、既設の霞堤の排水機能を活用した排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	H29年度から順次実施	—	■	▲	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁— 地理院— 関東地整●		(自由記入欄)	
	・霞堤の適切な管理のための機能・効果の啓発活動の検討・周知	・霞堤の排水機能を維持するための適切な管理、それを維持するために必要な啓発活動の検討	H29年度から順次実施	—	—	▲	—	■	—	○	—	—	■	—	—	気象庁— 地理院— 関東地整○		(自由記入欄)	

○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み(継続)、▲：検討中、－：対象なし

第12回 鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

令和7年度の取り組み事例について

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

●防災ラジオの整備

令和7年度の取組状況

- 情報伝達体制の強化を図るため、令和元年6月から防災ラジオの運用を開始しており、令和7年度についても広報紙や地域の方々が集まる会議や出前講座等の機会を活用し、普及促進を図っており、着実に利用者が増加している。



もしもの時にも安心

宇都宮市「防災ラジオ」購入補助制度

大きな地震や洪水、土砂災害などが発生しそうなとき、
弾道ミサイルが飛来したときなど エフエム栃木（レディオベリー）76.4MHzで放送

ラジオをつけていなくても、他の放送を聞いていても、自動的にLEDライトが点灯し、大音量で緊急放送が流れます。

また、ディスプレイに緊急情報の種類（風水害など）が表示されます。

■ 緊急放送の例 ■
本日0時0分、宇都宮市〇〇町に「避難者等避難」が発令されました。
土砂災害が発生する恐れが両まっていますので、いつでも避難できる準備をしてください。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。

通常のFM・AMラジオ放送も聞くことができます。

補助対象者

離れて暮らす家族も安心！

宇都宮市内に住所があり、市税の滞納がなく、

- メールを受信できる携帯電話等を持たない方
- 携帯電話等を持っていても登録制防災情報メールを利用できない方

販売価格（税込）

16,830円

補助金額

12,600円

自己負担額（税込）

4,230円
（消費税10%のとき）

申請書に記入し、送付用の封筒で下記へ郵送ください。

受付後、市から購入券を送付します。

購入券と自己負担額を添えて、指定販売店でお求めください。

至善方

オゾン通り

指定販売店

宇都宮市議員会館4階406号
宇都宮市地下1-1-5
市役所地下1階

市役所

宇都宮市行政経営部危機管理課
TEL028-632-2052
FAX028-632-7123

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災ハザードマップの作成・周知等

- 防災ハザードマップ等を活用した水害リスクの事前周知
- ✓様々な機会を捉えた周知・啓発の実施

令和7年度の取組状況

- 総合的な治水・雨水対策の取組の一つとして、市民が水害リスクに関する理解を深め、災害時に適切な避難行動がとれるよう、商業施設や河川の工事現場における総合治水オープンハウスの開催や防災ハザードマップの説明会など、様々な機会を捉えた周知・啓発による市民の防災意識の更なる醸成に努めた。

2025年 6月 ～ 11月
2025年 10月
2026年 1月

商業施設における総合治水オープンハウス(市役所, 商業施設5箇所)
防災ハザードマップの使い方等に関する説明会(対象:福祉事業者団体)
総合治水オープンハウス(準用河川越戸川バイパス)



総合治水オープンハウス
(商業施設)



防災ハザードマップ説明会



総合治水オープンハウス
(準用河川越戸川バイパス)

来年度以降に実施予定の取組内容

- 令和8年度も引き続き、様々な機会を捉えた周知・啓発を実施

2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

●第73回利根川水系連合・総合水防演習の実施

令和7年度の取組状況

水防技術の向上・伝承及び水防団の士気高揚を図るとともに、地域社会全体における防災知識の普及、防災意識の向上、災害対処能力の更なる向上を図ることを目的とし、令和7年5月17日（土）に第73回利根川水系連合・総合水防演習を実施した。

8種の水防工法（木流し・シート張り・水防マット、積土のう、改良積土のう、五徳縫い・月の輪・改良月の輪）を実施し、技術の伝承を図ったほか、段ボールやプランターを活用した簡易水防工法など実践的な訓練を行った。



水防マット工



改良積み土のう



簡易水防工法

1)ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 水防活動を支援するための水防資機材等の配備(新技術活用も含め)及び適切な管理
 - ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備や新技術の活用検討、配備後の適切な管理を実施

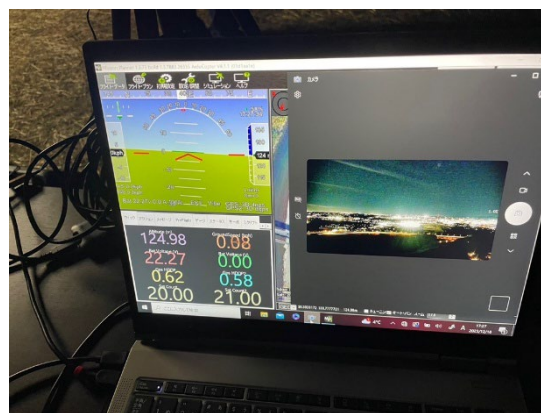
令和7年度の取組状況

- ・ドローンにより広域の被害状況の確認や情報収集を行うための基本操縦訓練の実施。
- ・河川の水位や形状の調査を実施。
- ・飛行した際のリアルタイムの映像をWeb会議を活用して警防本部などに情報共有する訓練の実施。
- ・小型船舶操縦士(船外機付き救命ボート用)の資格免許を新たに4名が取得する。

河川調査



夜間における上空からの映像伝送



小型船舶操縦士の増強



来年度以降に実施予定の取組内容

- ・水防資機材の適正な維持管理
- ・土のう備蓄数の確保
- ・ドローンの技術力向上訓練及び定期的な河川調査
- ・資格及び免許取得費用の確保

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

●ハザードマップの作成・周知

- ・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを策定・更新する

令和7年度 of 取組状況

○日常時から水防災への意識を高めるとともに浸水深等の知識の普及・浸透等を図り、水害が発生した際に命を守るための避難行動を促し、被害を最小限にとどめることを目指して「まちなか」の電柱等に情報を表示した。

R7表示看板設置箇所（小山市生井地区 29 箇所）

【選定条件】

- ①交通量の多い路線
- ②想定浸水深の深い箇所
- ③集会所、避難所等の人が集まる場所

その他、地域住民の意向を取り入れることで、地域の実情に合わせて表示看板を設置した。また、地域住民にお知らせを回覧し、水防災への意識向上及び被害軽減を促した。

表示看板設置事例



来年度以降に実施予定 of 取組内容

○洪水による浸水想定深の大きな地区を優先して、引き続きまるとまちごとハザードマップ of 設置地区を拡充する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- 短時間判断等の上流域の特徴を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討
 - ・水位の上昇が早いことで限られた時間での避難指示等の判断を行うことが想定され、その特徴を踏まえたタイムラインへの更新、実践的な訓練の検討を行う

令和7年度の取組状況

本格的な出水期を迎えるにあたり、風水害発生時における迅速かつ的確な対応の実現に向けて、シナリオを作成せず、実践的なブラインド型訓練を実施した。

各種災害事案の状況付与に基づき各部局において調整、連携、判断、対応を実施。

【期日】令和7年7月2日(水)

【会場】小山市役所 本庁舎6階 災害対策室

【参加者】本部長、副本部長、本部員・連絡員、危機管理課職員など 91名

【重点項目】災害時の切迫感・緊迫感を再現し、判断・情報収集力の向上及び共有の徹底を図る

本部員・連絡員による事案への調整・連携↓

来年度以降に実施予定の取組内容

- ・全体的には被害発生状況に応じた対応ができており、個々の市民にどのように情報を届けるか、その仕組みづくりを日ごろから考える必要があると感じられたことから、今回のような訓練を継続していく。
- ・今回の訓練では状況対応に追われ、事案の深掘りが不十分であったため、今後は内容の厚みも考慮した事案に改善する。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート
 - ・小中学生を対象に防災教育の実施や授業への組込みの際の教員へのサポートを実施

令和7年度の取組状況

講話や体験活動を通して、子どもたちの防災への意識を高め、自分の命を守るとともに助け合い協力して活動することの大切さを学んでもらうことを目的に、過去に水害を受けた経験のある地域の小学校を会場に防災体験学習を実施した。

【期日】令和7年11月22日(土) 絹義務教育学校 【参加者】5～6年の希望する児童及び保護者 11名

【活動内容】講師:小山市教育委員会こども政策課職員及び小山市総務部危機管理課職員

- | | |
|---|------------------------|
| (1)防災講話「災害から命を守るために
～災害時の対応と災害への備え～」 | (3)防災体験学習
★防災カードゲーム |
| (2)避難所開設体験
★パーティション設置
★簡易トイレ組立 | (4)非常食体験
★非常食の実食体験 |



パーティション設置体験



簡易トイレ組立体験



非常食体験

来年度以降に実施予定の取組内容

浸水想定区域内の小学校を中心に選定し、引き続き、児童を対象に防災体験学習を実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●地域の防災リーダーの育成

- ・地域の防災士等やマイ・タイムラインリーダーへの研修を実施

令和7年度取組状況

大規模災害発生時に円滑な避難所の開設・運営を図るため、自主防災会向け「防災リーダー講習会」、防災士向け「防災士スキルアップ研修」を市消防本部と連携して、初めて実施。

具体的には、パーティションや簡易トイレなどの資機材取扱いや受付事務補助、備蓄倉庫見学を行った。

【期日】令和7年11月8日(土)、15日(土)

【会場】小山市立羽川小学校体育館、間々田小学校体育館

【参加者】自主防災会、防災士、消防団、市職員など 延べ110名

避難者受入れレイアウトの確認↓



備蓄倉庫の見学↓



来年度以降に実施予定の取組内容

- ・自主防災組織や消防団と連携しながら、継続して本取組を市内の他避難所でも実施していく

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

●関係機関が連携した実働水防訓練の検討・実施

- ・利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合体水防訓練等の水防管理団体の訓練に参加及び実施内容等の検討

令和7年度の取組状況

- ・排水路にて、排水要領及び資機材の取扱い方法の確認を実施する。
- ・排水ポンプを水路に設定し、排水訓練を実施する。

設定訓練状況



排水訓練状況



来年度以降に実施予定の取組内容

- ・出水期前に風水害実動訓練を実施
- ・関係機関との連携訓練を検討、実施

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 真岡市防災リーダーの養成
- ✓防災士によるマイ・タイムライン作成講座の実施

令和7年度の取組状況

○地域における防災力の向上および自主防災組織活性化のために活躍できる人材を育成するため「真岡市防災リーダー養成研修」を実施した。

○全5回の研修のうち、防災士によるマイ・タイムライン作成講座を1回実施した。

○実施日：令和7年10月11日

○受講者：15名



来年度以降に実施予定の取組内容

○令和8年度も同様の取り組みを継続し、地域防災力の向上を図る。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- ハザードマップについての解説とそれを基にした地域防災に対する情報提供

令和7年度の取組状況

○市職員が、行政区住民に対し、ハザードマップの周知及び地区防災マップ作成の案内を実施。

2025年 7月	ハッピーハイランド矢板行政区住民	30名
2025年 11月	ロビンシティ矢板行政区住民	20名

来年度以降に実施予定の取組内容

○来年度以降も引き続き、同様の取組を継続する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

●マイタイムラインの作成

令和7年度の取組状況

○市職員がマイ・タイムライン作成のリーダーとなり、マイタイムラインの作成を実施した。

2025年 7月	片岡小学校の生徒・保護者	70名
2025年 9月	東小学校の生徒	50名
2025年 9月	泉常設型サロン「いこいず」高齢者	5名

来年度以降に実施予定の取組内容

○来年度以降も引き続き、同様の取組を継続する。

2) ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- ## ●防災に関する体験学習や情報提供

令和7年度の取組状況

○市職員が防災についての講義を実施。

2025年 10月	東小学校の生徒に対し、防災マップ作成の講義	30名
-----------	-----------------------	-----

2025年 12月	東小学校の生徒に対し、避難所設営体験	60名
-----------	--------------------	-----

2025年 11月	片岡小学校の生徒に対し、HUGゲーム実施	30名
-----------	----------------------	-----

来年度以降に実施予定の取組内容

○来年度以降も引き続き、同様の取組を継続する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

出前講座等を活用した講習会の実施

令和7年度 of 取組状況

○出前講座等を活用し、各地区にて防災講話を実施。

- | | | | |
|-------------|-------------|-----|------|
| ・ 令和7年5月7日 | 自治会区長 | 参加者 | 約60名 |
| ・ 令和7年9月18日 | さくら清修高校の高校生 | 参加者 | 約10名 |

※主な講話内容

- ・ ハザードマップの説明
- ・ 自主防災組織の設立、活動
- ・ 避難所用品の体験 等



来年度以降に実施予定 of 取組内容

継続して実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート

令和7年度 of 取組状況

小学校における防災・減災イベント

○VR防災体験車の体験活動、消防団体験活動、炊き出し体験、避難所体験 等

・日時:令和7年7月12日

・場所:熟田小学校

・対象:児童・卒業生・保護者・地域住民



来年度以降に実施予定の取組内容

継続して実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート

令和7年度の実施状況

小学校における防災教室

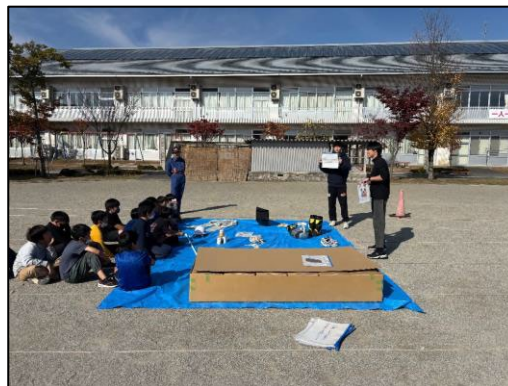
①消防団による活動紹介、放水・ポンプ車乗車体験

②宇都宮大学地域デザイン科学部と連携し、大学生による防災借り物競争

・日時: 令和7年11月8日

・場所: 喜連川小学校

・対象: 4～6年生(約13名)



来年度以降に実施予定の実施内容

継続して実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート

令和7年度の取組状況

中学校における防災教室

○宇都宮大学地域デザイン科学部と連携し、ハザードマップ等を利用した「危険予知ゲーム」を実施

- ・日時: 令和7年12月4日
- ・場所: 喜連川中学校
- ・対象: 1年生(約60名)



来年度以降に実施予定の取組内容

継続して実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート

令和7年度の取組状況

市内小学生および防災士を対象にした防災お泊り会

○防災講話、防災食づくり、防災工作、段ボールベッド組み立て

- ・日時: 令和7年11月15日～16日
- ・場所: 喜連川公民館
- ・対象: 4～6年生(30名)
防災士(3名)



来年度以降に実施予定の取組内容

継続して実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

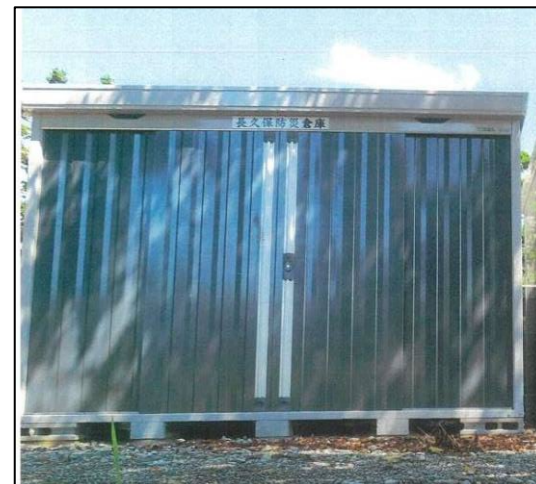
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

・自主防災組織の促進及び支援等の検討

令和7年度の取組状況

○自主防災組織の設立、活動支援補助金

- ・防災資機材等整備補助金
最大50万円、1地区1回限り(補助率100/100)
令和7年度実績:3地区
- ・自主防災組織運営事業補助金
最大3万円、各年度1回、(補助率100/100)
令和7年実績:20地区



来年度以降に実施予定の取組内容
継続して実施する。

1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備
- ✓ 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備

令和7年度の取組状況

令和元年度より、防災ラジオの有償配布のほか、市内に住所を有する80歳以上の方のみで構成する世帯などに対し、申請により無償貸与を実施している。

昨今の災害の頻発化から普及促進のため、令和5年度より価格を改定した。

有償配布

- ・市内に住所を有する方、事業所等がある方
5,000円(1台) ⇒ 2,000円(1台)
- ・市内に住所を有する75歳以上の方のみで構成される世帯
2,000円(1台) ⇒ 1,000円(1台)

無償配布

- ・市内に住所を有する80歳以上の方のみで構成される世帯
- ・視覚障がい者1・2級の方
- ・自治会長
- ・自主防災組織代表者
- ・民生委員 など

来年度以降に実施予定の取組内容

引き続き、広報紙や防災講話で防災ラジオを周知し、普及促進を図る。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- 短時間判断等の上流域の特性を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討
 - ✓水位の上昇が早いことで限られた時間での避難指示等の判断を行うことが想定され、その特徴を踏まえたタイムラインへの更新、実践的な訓練の検討を行う

令和7年度の取組状況

○令和7年9月には新しい取り組みとして下野市消防団災害図上訓練を実施した。この訓練で、下野市消防団第1分団～第9分団までが仮想のまち(A県Z市)の消防団本部(プレーヤー)として次々に付与される状況付与票の情報に対応しながら、風水害の警戒期から発災直後にかけての動きを疑似体験した。



来年度以降に実施予定の取組内容

引き続き、消防団と連携した各種訓練を実施していく。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小中学生を対象とした防災教育の実施
- ✓小中学生を対象に防災教育の実施

令和7年度の取組状況 市内小学校での防災に関する授業、体験、講話を実施した。

- 1.実施日:令和7年7月9日(水) 下野市立南河内第二中学校の1年生79名を対象に防災講話と避難所設営及び体験を実施した。
- 2.実施日:令和7年10月6日(月) 下野市立古山小学校の4年生68名を対象に防災講話と段ボールベッド、エアベッドの組立体験を実施した。
- 3.実施日:令和7年10月17日(金) 下野市立祇園小学校の5年生48名と6年生50名を対象に防災講話、段ボールベッドとエアベッドの組み立て、簡易トイレ、簡易ベッド、避難ルームの見学と体験を実施した。
- 4.実施日:令和7年11月5日(水)下野市立国分寺東小学校4年生39名を対象に防災講話と段ボールベッドの組み立てを実施した。
- 5.実施日:令和7年11月18日(火)下野市立細谷小学校4年生21名を対象に防災講話と段ボールベッドの組み立てを実施した。

来年度以降に実施予定の取組内容

来年度も継続して小中学生を対象とした防災講話を実施し、防災意識の醸成を図る。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小中学生を対象とした防災教育の実施
町内全ての小学校(指定避難所)で避難所開設訓練を実施

令和7年度の取組状況

○小学生を対象とした防災教育の実施

災害が発生し避難所に避難した際の一連の流れを体験することによって、災害に対する意識向上を目指す。また、避難所開設から撤去に至るまで、実際の避難所担当職員が作業することにより避難所対応の経験を高める。

避難所入口 受付



マットを受取りテントへ移動



テントの中で「(課題)必要な防災グッズ」について話し合う



避難時の行動・資機材の説明



- 訓練には地域の自主防災組織も準備段階から参加し、組織活動の活性化を図る。
- 人事異動等により避難所担当職員が毎年変わるため次年度以降も継続して実施する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確率
町情報アプリの配信による防災情報やイベント情報の通知

令和7年度の取組状況

○各種団体や地域住民に対し、風水害対策に関する説明会を実施

水防災に関する研修会、マイ・タイムライン作成講座、石田地区自治会自主防災連合会と協力しジョイフル本田宇都宮店にて防災にまつわるクイズや新聞紙を使用したスリッパづくり、ビニール袋を使ったポンチョづくりの防災イベント等を実施した。

自主防災組織向け研修会



マイ・タイムライン作成講座



防災イベントの実施



来年度以降に実施予定の取組内容

- 自治会や小学校など普段から水防災に関する知識を身に付けるために来年度も実施する。
- 自主防災組織内で活動内容を共有するために顔の見える関係を創る。

自主防災組織設立説明会



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

●町職員向け研修会の実施

気象防災に関する町職員向けの研修会を実施(年2回)

令和7年度の取組状況

○気象防災アドバイザーによる職員研修会の実施(年2回)

- ・気象庁が行っている、気象防災アドバイザー活用促進事業を活用。
- ・気象と防災の専門家である講師による研修を通して、気象防災に関する知識を学ぶ。

※気象防災アドバイザー:所定の研修を修了した気象予報士や気象庁退職者等の気象防災のスペシャリスト

気象情報の読み解き方を学ぶ



【第1回(講演形式)】

台風や線状降水帯などによる災害発生に備えて、町職員として知っておきたい気象災害・防災の知識や防災気象情報の利活用を学ぶ職員研修会

過去の事例をもとに検討・発表



【第2回(ワークショップ形式)】

過去の災害事例をもとに、職員が担当する分野(道路・インフラ、避難所、情報・住民対応)において求められる災害対応をグループごとに検討する。

1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- 対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確率
町情報アプリの配信による防災情報やイベント情報の通知

令和7年度の取組状況

○ 町の防災情報(避難情報等)をスマートフォンに通知

【確実な情報伝達】

- ・ 町からの緊急防災情報をアラートと音声で通知

【便利なリンク集】

- ・ ハザードマップや河川の水位情報等、災害時に役立つリンク集

【多言語配信機能】

- ・ 英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語の5カ国語でメールの内容を配信

ORIGAMI のまち

かみのかわ情報アプリ

Kaminokawa Town's official information app is now available!

防災情報やイベント情報など上三川町からのお知らせをスマートフォンで受け取るアプリが登場しました！

防災情報が早くアラートでお知らせ！
緊急の防災情報も送すことなく確認できる！

多言語配信に対応！
配信 Push
音声読み上げ TTS

Google Play・App Store からダウンロード！

Android の方はこちら
iPhone の方はこちら

お問い合わせ 栃木県上三川町役場 〒329-0696 栃木県那須郡上三川町しらさぎ一丁目1番地
総務課 TEL 0285-56-9115 企画課 TEL 0285-56-9117

特徴 1 上三川町からのお知らせを受信
上三川町からの情報をアプリで受け取ることができます。PUSH通知で受け取ることもできるので情報をしっかりと確認できます。
You can receive information from Kaminokawa Town through the app. You can also receive push notifications, so you can stay well-informed about important updates.

特徴 2 多言語配信機能
配信内容を多言語で受け取ることができます。複数の言語に対応しているため、様々な住民の方に快適に使用していただけます。
You can receive push notifications in multiple languages. Since we support various languages, residents from diverse backgrounds can use the app comfortably.

特徴 3 便利なリンク集
便利なリンク集でアプリから素早く情報がアクセスできます。
You can quickly access information from the app through a convenient collection of links.

特徴 4 防災に役立つ機能
いざという時に役立つ様々な防災機能が搭載されています。
Emergency preparedness features are built in to help you when you need them most.

アプリの登録方法

step1 ストアからアプリのダウンロードを行う
Install apps from the store

step2 アプリを起動する
Launch the app

step3 アプリの設定を入力する
Configure app settings

step4 アプリを利用できます
You can use the app

1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

- 水防活動を支援するための水防資機材等の配備及び適切な管理
防災倉庫のレイアウト見直し・整理整頓

令和7年度の取組状況

○ 防災倉庫のレイアウト見直し・整理整頓

- ・ 災害時、素早く防災資機材や備蓄食料等の取り出しができるよう、
カテゴリー別の設置レイアウト見直しと整理整頓。

備蓄食料（賞味期限ごとに分ける）



防災資機材（取り出しやすさも優先）



1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

○ 具体的な取組

防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備

令和7年度 of 取組状況

○ WEB版防災行政無線の整備(令和3年度)

防災無線やJアラートの音声放送をスマートフォンやパソコン、タブレットなどで聞けることができる。また、町外にいる場合でも情報を受け取ることができる。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

○具体的な取組

ハザードマップの作成・周知

令和7年度の取組状況

○ハザードマップの普及啓発

令和5年6月に改訂した益子町防災ハザードマップの窓口における配布のほか、ホームページでの公開、出前講座等を実施し、普及啓発活動をしている。

保存版

益子町 防災 ハザードマップ

～大切な命を守るために～

さまざまな災害に備えましょう





わが家の「緊急・救急情報」防災メモ

非常時・緊急時に活用してもらいたいわが家の情報です。災害時に救助の方や、緊急時に救急隊・医療機関などに情報を提供します。連絡してほしい方などの情報を記入しましょう。

氏 名	連 絡 先	会社・学校	血液型	かかりつけ医・病棟

【メモ】 ※書ききれなかった内容や、記述してほしい情報（介護情報・救急隊員への伝言など）を記入してください。

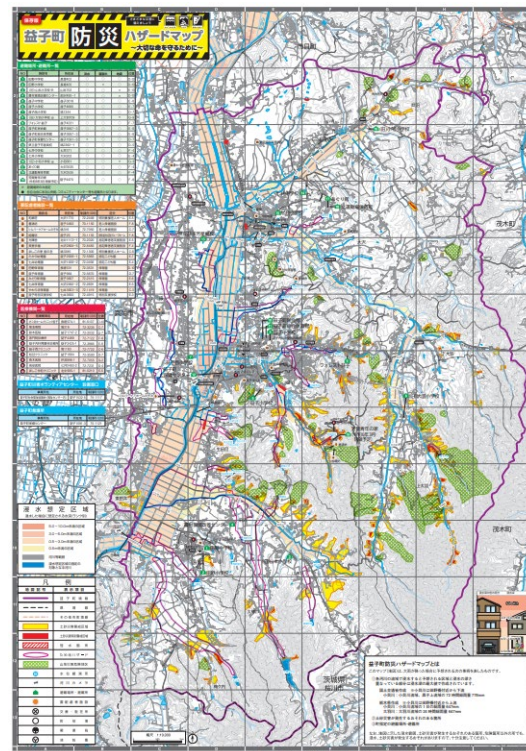
わが家の避難先

家族が
離れているときの
集合場所

土砂災害時・洪水時

土砂災害時・洪水時

益子町役場 〒321-4293 芳賀郡益子町大字益子2030番地 TEL:0285-72-8826（総務課）
ホームページ: <https://www.town.mashiko.lg.jp> [令和5年6月発行]



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

○具体的な取組

タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練

令和7年度の取組状況

○県との共催図上訓練

8月6日(水)に、地震に起因した大規模災害の発生を想定した栃木県との共催図上訓練の中で、発災から48時間後の状況で実施し、町の災害対策本部として、災害時の対応能力向上等を図る。



災害対策本部



状況付与型シミュレーション訓練

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

○具体的な取組

出前講座等を活用した講習会の実施

令和7年度 of 取組状況

○防災知識の普及啓発活動等の支援を出前講座で実施



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取組

○具体的な取組

地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置

令和7年度の取組状況

○地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等のパンフレット等を設置



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

○具体的な取組

水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施

令和7年度の水防取組状況

○水防災に関するパネル展示

水防災意識週間(9月3日～9月10日)に町役場1階ロビーにおいて来庁者に対して水防災に関する普及啓発活動を実施



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

○具体的な取組

自主防災組織の促進及び支援等の検討

令和7年度の取組状況

○自主防災組織の支援等として、地区防災計画を策定

城内地区防災計画 令和7年9月 城内自治会

避難する場合は、自治会長・近所に連絡

地震

起きたら

- ①まず身の安全を！
身の安全な部屋を決めておき、家具の転倒防止等の事前対策を！
- ②火の始末は無理しない
燃焼をせず、揺れが止まった後速に火を消す！
- ③火が出たらすぐ消火
天井に燃え移る前なら大丈夫、床を覆いつくす消火器で消火を！
- ④あわてて外に飛び出さない
まわりをよく確認して避難を！
- ⑤狭い路地、ブロック塀には近づかない
周囲に注意して避難を！
- ⑥協力しあって応急救援
地区で協力しあい応急救援を！
- ⑦正しい情報を聞く
テレビ、ラジオ、防災無線で正確な情報を得て行動を！

自主的な避難

自分や家族の身に危険を感じたとき、近所と助け合い、自主的に避難しましょう。家族でどこへ避難場所をどこにするか話し合っておくことが大切です！

避難指示等の種類

①災害対策本部等からの発表

高齢者等避難	避難に時間を要する人は避難開始
避難指示	全員速やかに避難

避難指示で全員避難完了！

つながらない電話への対策

災害がおきると電話がつながりにくくなります。災害用伝言ダイヤルを利用しましょう。また、携帯電話によるメールは通信会社によっては比較的つながりやすくなっています。

災害用伝言ダイヤル「171」

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください（録音時間30秒以内）。

一般電話、携帯電話、PHSから、連絡をとりたい被災地域の指定電話番号を入力してください。

体験利用提供日

・毎月1日、15日 00:00～24:00
・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

非常持出品

リュックサックなど、持ちやすいものにまとめておきましょう！

- ①貴重品
印鑑、現金書留、財布、カード、保険証、免許証など
- ②非常食（火を使わなくても食べられる）
缶詰、乾パン、ビスケット、チョコレート、水など
- ③照明器具
LEDライト（ヘッドライト）、電池、ライターなど
- ④救急衛生用品
薬（常用薬）、絆創膏、ティッシュ、包帯、生薬用品など
- ⑤道具
サバイバル用品（缶切り、ナイフ、割り箸、使い捨て食器）、ロープ、ビニール袋など
- ⑥衣類
下着、靴、手袋（タオル）、手袋、スリッパなど
- ⑦その他
防災ラジオ、カイロ、マスク、ホイッスル（笛）など

備蓄品

できれば確保しておきましょう！

- ①食料品 3日以上
米、カップ麺、缶詰食品、菓子類など
- ②水 3日以上
飲料水は、1人1日3ℓが目安
- ③燃料
ガスコンロ、薪、薪ストーブなど

避難場所と緊急時の連絡先

避難場所	益子町総合体育館 Ⅸ 72-2727
	益子町中央公民館 Ⅸ 72-3101
	益子町保健センター Ⅸ 72-1121
	益子町役場（代表）Ⅸ 72-2111
	真岡消防署益子分署 Ⅸ 72-3651
	真岡警察署益子交番 Ⅸ 72-2343

スマートフォンで「防災行政無線放送」を！

スマートフォンで町の防災行政無線やアラートの音声放送を聞くことができます。QRコードからダウンロードしてください。



2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■ より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

自主防災組織の促進及び支援等の検討
町・自主防災組織合同防災訓練の実施

令和7年度の取組状況

10月5日 町内の自主防災組織と合同で防災訓練を実施した。
各自主防災組織は避難行動要支援者名簿を利用した避難誘導などの地域の実情に応じた訓練を行った。

町では、職員による避難所開設運営訓練等を実施したほか、自主防災組織への支援として、訓練の講師の手配や、自主防災組織運営費用の助成を行った。



来年度以降に実施予定の取組内容

次年度以降も継続して実施予定。

1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備
- ✓ 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備

令和7年度の取組状況

○ 防災行政無線の屋外スピーカーを補完するシステムの導入(令和2年度)

- ・ 戸別受信機の貸与(今後も継続)
- ・ スマートフォンアプリ(令和7年度更新整備)、防災メールへの情報配信



来年度以降に実施予定の取組内容

- ・ 次年度以降も継続予定

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- ハザードマップの作成・周知
災害事例及びハザードマップの見方解説

令和7年度の取組状況

○防災ハザードマップの作成(令和2年作成)、配布(役場、道の駅等)

※令和7年度更新作成

(・鬼怒川浸水想定区域図

・荒川(県管理河川)の上流部のダム放流時の浸水想定図

・土砂災害警戒区域 等掲載)

○日赤奉仕団の集まりの際に、町の防災態勢を含めハザードマップの解説の場を設けた。



来年度以降に実施予定の取組内容

○令和7年度にハザードマップの更新を行い、住民への配布周知は、令和8年度で行う。

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検

令和7年度の取組状況

・関係機関と重要水防箇所の合同点検の実施

日 時 令和7年5月19日
場 所 県管理河川等
参加者 県(土木事務所)、
消防署、消防団、
建設業協会、町



◎共同巡視

日 時 令和7年7月11日
場 所 上平地内鬼怒川左岸
参加者 下館河川事務所
県(土木事務所)、
消防署、消防団、
町



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 地域の防災リーダーの育成
- ✓地域の防災士への研修を実施

令和7年度 of 取組状況

○防災士が地域の防災訓練の指導や小・中学校でのマイ・タイムライン作成のリーダーができるよう、町内在住の防災士に対して、研修会を実施した。(2回)

内容

(第1回)

- ・小中学生、町民向けのマイタイムライン講座の開催および補助
- ・地区防災計画策定の相談や補助
- ・自主防災組織の訓練内容の相談や補助

(第2回)

・マイタイムライン研修

○小中学校におけるマイタイムライン講座の実施

- ・1中学校、6小学校に対し実施(436名)。うち2小学校の講座では、授業参観時間を利用し、保護者を含めた講習を行った。(保護者38名)



来年度以降に実施予定の取組内容

○町内の防災士に対して、マイ・タイムラインリーダーの拡充、研修を実施し、浸水リスクが高い自治会に対して、防災士から説明してもらう

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●出前講座等を活用した講習会の実施

✓出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施

令和7年度の実施状況

○河川水難事故防止のための「出前講座」実施

台風やゲリラ豪雨等で急激に河川が増水することによる水難事故の発生防止のため、県内の小中学校等へ県土整備部職員(各出先土木事務所職員)が出向き、リーフレット等を用いた出前講座を実施した。

令和7年度実施校(18校)

- ・ 7月1日(火) 宇都宮市立雀宮東小学校
- ・ 7月1日(火) 茂木町立中川小学校
- ・ 7月1日(火) 那須塩原市立箒根学園
- ・ 7月1日(火) 那須烏山市立烏山小学校
- ・ 7月2日(水) 日光市立轟小学校
- ・ 7月2日(水) 真岡市立真岡東小学校
- ・ 7月2日(水) 栃木市立赤津小学校
- ・ 7月2日(水) 塩谷町立玉生小学校
- ・ 7月2日(水) 大田原市立両郷中央小学校
- ・ 7月2日(水) 那珂川町立馬頭小学校
- ・ 7月2日(水) 佐野市立佐野小学校
- ・ 7月3日(木) 茂木町立茂木小学校
- ・ 7月3日(木) さくら市立熟田小学校
- ・ 7月4日(金) 那須町立学びの森小学校
- ・ 7月10日(木) 宇都宮市立上河内東小学校
- ・ 7月10日(木) 上三川町立明治小学校
- ・ 7月11日(金) 足利市立梁田小学校
- ・ 7月15日(火) 矢板市立泉小学校



【水難事故に関する説明】
(宇都宮市立雀宮東小学校)



【ライフジャケット着用体験】
(真岡市立真岡東小学校)

来年度以降に実施予定の取組内容

○県内の小中学校等で出前講座を実施し、県土整備部職員から児童等に川に行くときの注意点、天候や川の状況による避難のポイント等について説明する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●出前講座等を活用した講習会の実施

✓出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施

令和7年度 of 取組状況

○流域治水の普及啓発に係る学習教材を用いた出前講座の実施

- ・令和6年度に「県民への流域治水の普及啓発」をテーマに、宇都宮大学と連携し、小学生向けの学習教材(カードゲーム)を作成した。
- ・令和7年度は、本教材を活用し、県内の小学校及び中学校で流域治水に関する出前講座を実施した。
- ・今後も引き続き、出前講座等により、本教材を活用しながら、流域治水の自分事化を図る。



【教材の一例】



【流域治水に関する説明の様子】



【教材を実際に使用する様子】

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 出前講座等を活用した講習会の実施
- ✓県政出前講座等の実施

令和7年度 of 取組状況

○県職員が講師となり、学生や防災士を目指す県民・民間事業者等を対象に、県の防災・減災に関する取組などについて説明し、防災・減災に対する理解促進・意識啓発等を図った。

開催日	主催者・開催場所等	参加者数(名)
5月	白鷗大学	198
6月	宇都宮大学	26
6月	作新学院大学防災士養成講座	70
8月	栃木県小学校教育研究会	150
8月	豊郷地区連合自治会	45
8月	あいおいニッセイ同和損保	20
8月	建設業労働災害防止協会	200
9月	作新学院大学防災士養成講座	70
9月	宇都宮大学	31
9月	小山市立中央公民館	20
9月	宇都宮市聴覚障害者協会・宇都宮手話通訳者連絡会	20
10月	栃木県女性教育推進連絡協議会	50
10月	藤原中学校	120
10月	栃木県公認心理師協会	40
11月	鹿沼市危機管理課	50
11月	野木町教育委員会	30
R8. 1月（予定）	小山市危機管理課	100
R8. 1月（予定）	鹿沼市危機管理課	80



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- ハザードマップの訓練等への活用
- ✓地区防災計画の策定の促進

令和7年度の取組状況

ハザードマップを活用するなど、地域の災害リスクを踏まえて適切な避難行動がとれるよう、県内の自主防災組織等において地区防災計画の策定を促進した。

👉 地区防災計画及び個別避難計画策定促進研修会

計画策定支援に携わる市町防災・福祉担当職員や防災士向けの実例を交えた研修会の開催
令和7(2025)年 8月1日(金曜日) 参加者:54名

👉 地区防災計画実践支援事業

啓発パネルの展示、出前講座の実施

👉 地区防災計画策定支援者派遣事業

策定支援者として、ノウハウを有する防災士を自主防災組織等に派遣



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●地域の防災リーダーの育成

✓自主防災組織リーダー養成事業の実施

令和7年度 of 取組状況

自主防災組織等の指導的立場にある方を対象とし、知識、技能を習得していただくとともに、その役割についての自覚を高め、地域における自主防災組織の活性化に向けて活躍できる人材養成のため、講演やグループワークを実施した。

【初級コース】

第1回 令和7(2025)年 7月8日(火曜日)宇都宮大学峰キャンパス 59名

第2回 令和7(2025)年11月5日(水曜日)矢板市文化スポーツ複合施設 46名

【上級コース】

第1回 令和7(2025)年 8月8日(金曜日)宇都宮大学陽東キャンパス 54名

(※このほかに、宇都宮大学生38名が参加)

参加者 合計159名



(演習)HUG(避難所運営ゲーム)



(演習)防災まち歩き

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- 自主防災組織の促進及び支援等の検討
- ✓自主防災組織の促進及び支援

令和7年度の取組状況

地域住民が協力し合う自主防災組織の普及の促進及び支援等を実施した。

○ 地域防災力強化推進事業補助金(自主防災組織強化推進事業)

県内自主防災組織の育成や、防災資機材等の整備に関する市町の経費の一部に補助金を交付し、自主防災組織の強化を図った。

・令和7年度実績

交付決定 15市町 計6,562千円

補助金対象防災
資機材(例)→



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)
✓令和8年5月下旬(予定)から新たな防災気象情報の運用を開始

令和7年度の取組状況

- 河川氾濫・大雨、土砂災害、高潮に関する情報等は、対象災害ごとに5段階の警戒レベルにあわせて発表する情報として整理(これまで警戒レベルとの対応が複雑で分かりにくくなっていたが、今回の改善により避難の判断をしやすくなる)
- 運用開始に向け、自治体や報道機関等の防災機関に改善について説明を行い、新たな防災気象情報についての理解を促進
- 防災気象情報の受け手となる住民への普及に向け、各機関へ広報活動の協力等依頼

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- ・対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設
- ・情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表
(例:レベル4大雨危険警報 等)

新たな防災気象情報の詳細については気象庁HP等参照願います。

URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さをサポート)
- ✓線状降水帯の予測精度向上に向けた取組

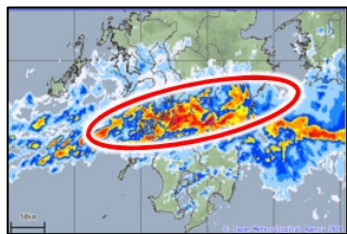
令和7年度の取組状況

- 観測の強化、予測の強化により、線状降水帯に関する情報の段階的な改善を実施
- 令和8年から、2～3時間前を目標にした気象防災速報(線状降水帯直前予測)を提供予定
- 文書情報を補足するものとして線状降水帯による大雨のおそれのある大まかな領域をメッシュ情報で提供

「迫りくる危険から直ちに避難」→情報のリードタイムをのばす

発生情報

令和3年	線状降水帯の発生をお知らせする情報
令和5年	最大 30分 程度前倒し



線状降水帯の雨域を楕円で表示

直前予測

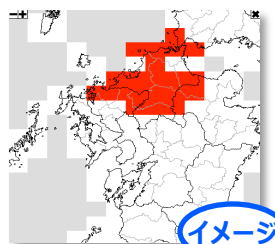
令和8年
2～3時間前 を目標に 予測情報を発表

●気象防災速報(線状降水帯直前予測)

〇〇県気象防災速報(線状降水帯直前予測) 第1号
令和〇年〇月〇日〇時〇〇分 〇〇気象台発表
(見出し)
〇〇県●●(一次細分区域)では、今後3時間以内に線状降水帯が発生し、非常に激しい雨が同じ場所で降り続く可能性が高まっています。命に危険が及ぶ災害発生の危険度が急激に高まるおそれがあります。

●線状降水帯 予測マップ

補足情報として、線状降水帯による大雨の恐れがある大まかな領域を図情報で表示(予定)



イメージ

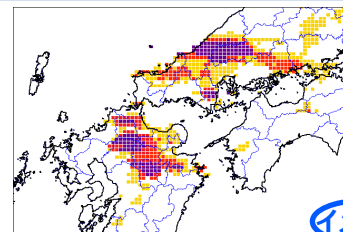
半日前予測

令和4年	地方単位 で予測
令和6年	府県単位 で予測

↓ さらに対象地域を狭める

令和11年

市町村単位で把握可能な危険度分布
形式の情報を提供



イメージ

線状降水帯発生の可能性が
把握可能な分布形式で表示(予定)

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

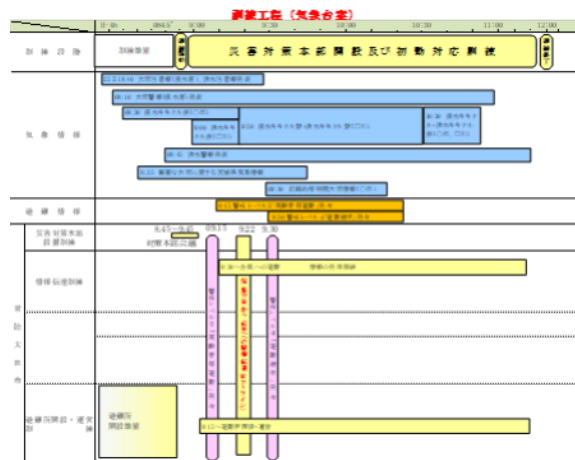
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- ✓自治体が実施する災害対策本部訓練等に協力

令和7年度の取組状況

○自治体が実施した災害対策本部訓練等において、シナリオ作成等の準備段階から協力し、模擬ホットライン等の実施により、実際の訓練にも参加した。

- 2025年5月10日 令和7年度茨城県・小美玉市避難力強化訓練
- 2025年5月20日 茨城県風水害対応図上訓練
- 2025年6月23日 桜川市災害対策本部運営訓練
- 2025年6月28日 つくばみらい市防災訓練
- 2025年7月26日 令和7年度洪水・土砂災害対応訓練(常陸太田市)



来年度以降に実施予定の取組内容

- 自治体に要請に応じて、訓練等の準備実施協力する

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

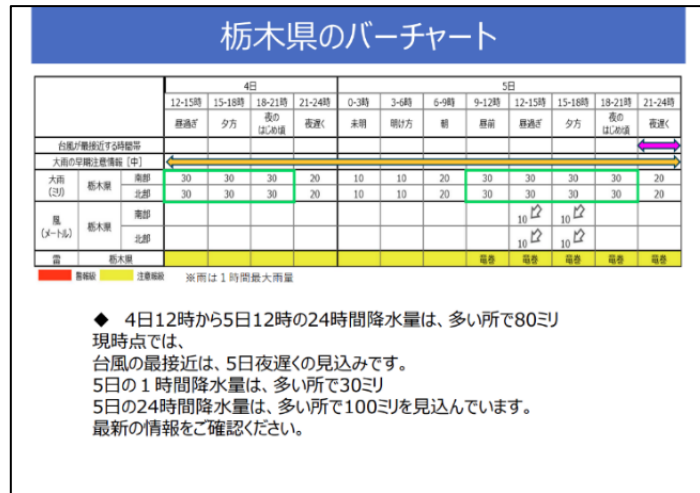
- ・水防災に関する説明会の開催
- ✓台風説明会等を開催する

令和7年度の取組状況

- 台風の接近等に伴う影響や防災上の留意事項について、台風説明会を対面とオンライン形式で下館河川事務所と共同で開催。栃木県関係部局と各市町関係機関等に注意・警戒の呼びかけを行い解説資料を提供。
- 台風説明会等の開催状況(令和7年度 3回実施)
令和7年7月13日(発達する熱帯低気圧)、7月31日(台風第9号)、9月4日(台風第15号)
(7月13日と9月4日は宇都宮地方気象台単独開催)
- 休日前等に早期注意情報[中]以上発表等した場合、栃木県関係部局と各市町関係機関に対し、Web会議を活用し予測状況や警戒事項等を説明し、警戒の呼びかけを実施(令和7年度 7回実施)。



台風説明会後取材の様子



台風説明会資料一部抜粋

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- ・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート
- ✓小中学生を対象に防災教育を実施する

令和7年度の取組状況

- 栃木県教育委員会主催の、とちぎ子どもの未来創造大学「体験気象学」
令和7年8月4日那須町、8月19日宇都宮市、8月20日益子町で開催
- 宇都宮市教育委員会主催の、宮っ子チャレンジウィーク「中学生社会体験学習」
令和7年11月11日～13日宇都宮地方気象台で開催し中学生5名参加
- 上記の防災教育において、気象庁や気象台の業務説明や気象実験等を実施し、防災知識の啓発等を実施



とちぎ子どもの未来創造大学の様子



宮っ子チャレンジウィークの様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
- ✓水防災に関する啓発・説明会(及び避難訓練)の実施

令和7年度の取組状況

○住民等への情報発信を担う報道機関を含めた防災機関で構成する茨城防災気象連絡会において、防災気象情報に関する説明を行ったほか、協議会における講演、市町村が実施する避難訓練の中での講話やブース展示の機会をいただき、水防災に関する啓発を実施した。

2025年5月10日 令和7年度茨城県・小美玉市避難力強化訓練
 2025年5月25日 令和7年度鉾田市総合防災訓練
 2025年6月13日 日立港安全対策協議会総会
 2025年6月27日 茨城防災気象連絡会
 2025年6月29日 令和7年度水害から命を守るための避難訓練
 (かすみがうら市)
 2025年7月 3日 久慈川・那珂川洪水予報業務に関する説明会
 (常陸河川国道事務所との共催)

2025年7月 6日 令和7年度鹿嶋市総合防災訓練
 2025年7月14日 大洗港入出港安全対策協議会総会
 2025年7月24日 鹿島港災害対策協議会台風等対策専門部会
 2025年7月26日 令和7年度取手市水害時避難想定訓練
 2025年8月30日 令和7年度ひたちなか市総合防災訓練
 2025年11月30日 令和7年度結城市総合防災訓練
 2026年1月18日 令和7年度石岡市総合防災訓練
 2026年3月14日 美浦村防災訓練



来年度以降に実施予定の取組内容

○自治体等からの要請に応じて、講話やブース展示を実施し防災気象情報の普及に努める

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
- ✓小学生を対象とした防災教育の実施

令和7年度の取組状況

○実験や疑似体験を通じて防災知識を学ぶお天気フェアを関係機関と共催し、小学生も含めた子供たちへの防災知識を普及に取り組んだ。また、水戸まちなかフェスティバルなど自治体等が主催するイベントにおいてブース出展を行い、子供に訴求する実験等から、関連した防災知識の学習へ導入するよう務めた。

- 2025年5月3日 水戸まちなかフェスティバル(ブース出展)
- 2025年6月8日 環境フェスティバル那珂2025(ブース出展)
- 2025年6月28日 エコフェスひたち(ブース出展)
- 2025年9月28日 常総水害から10年 防災イベント(ブース出展)
- 2025年10月4日 お天気フェア2025(共催:常陸河川国道事務所、
下館河川事務所、一般社団法人 日本気象予報士会、協力:茨城県(防災・危機管理課)、日立市天気相談所、一般財団法人 日本気象協会、地球ウォッチャーズ ー気象友の会ー)
- 2025年11月1日 地磁気観測所一般公開(ブース出展)
- 2025年11月8日、9日 防災ファミリーフェス2025(ブース出展)



来年度以降に実施予定の取組内容

○定例の広報行事のほか、自治体等からの要請に応じて、イベントに参加し防災気象情報の普及に努める

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
✓出前講座を活用した講習会の実施

令和7年度 of 取組状況

○出前講座を実施し、防災気象情報の普及啓発を行った。

2025年6月25日 水戸市新荘市民センター
2025年7月14日 龍ヶ崎市立城ノ内小学校
2025年7月23日 県立伊奈特別支援学校
2025年8月6日 放課後等デイサービス ころっぽころっぽ
2025年8月20日 東電用地株式会社茨城支社
2025年8月30日 つくば市地域防災リーダー研修
2025年9月3日 筑西市総合福祉センター防災訓練

2025年9月9日 行方市民生委員児童委員協議会
2025年10月17日 ひたちなか市防火安全協会
2025年11月26日、27日 常陸太田市役所
2025年11月28日 水戸市常磐市民センター
2025年12月8日 光輝学園防災マップ実行委員会
2025年12月18日 筑波メディカルセンター
2026年1月16日 鉾田市社会福祉協議会



来年度以降に実施予定の取組内容

○自治体等からの要請に応じて、講話やブース展示を実施し防災気象情報の普及に努める

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●地域の防災リーダーの育成

✓防災士要請講座への協力、地域防災リーダー向け研修への協力

令和7年度の取組状況

○自治体が実施する防災士養成講座に講師として参加し、防災士の育成に協力した。また、自治体が行う地域防災リーダー向け研修へ講師として参加した。

2025年7月12日、11月23日 いばらき防災大学

2025年7月17日 令和7年度自主防災組織リーダー研修会(坂東会場)

2025年7月27日 令和7年度中高生向け防災士養成研修

2025年8月30日 令和7年度日立市防災士養成講座

2025年8月30日 つくば市地域防災リーダーミーティング

2026年2月 6日 令和7年度自主防災組織リーダー研修会(防災士向け)



来年度以降に実施予定の取組内容

○自治体等からの要請に応じて、地域の防災リーダーの育成に協力する

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用
- ✓ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する

令和7年度の取組状況

- 国土地理院では、関係各機関が作成した災害リスク情報などの防災情報をまとめて閲覧できるようにしたウェブサイト「ハザードマップポータルサイト」を運営している。
- 関東地方測量部では、「重ねるハザードマップ」に自然災害伝承碑を掲載する取組を実施した。



来年度以降に実施予定の取組内容

- 「重ねるハザードマップ」へ自然災害伝承碑を掲載する取組を継続する。

ハザードマップ
ポータルサイト



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●水害記録の伝承

✓自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する

令和7年度の取組状況

○自然災害伝承碑を「地理院地図」や「重ねるハザードマップ」に掲載する取組を実施した。

取組目的

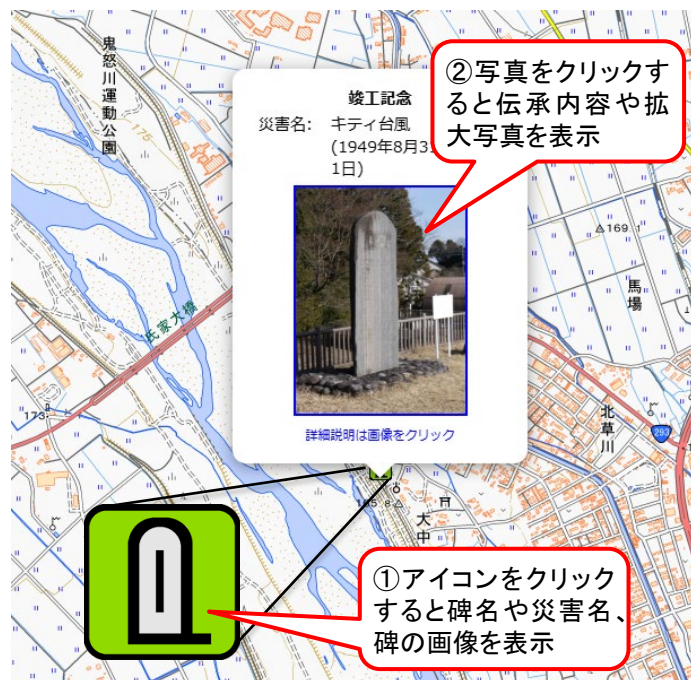
国土地理院では、過去に発生した自然災害の様相や被害状況等が記載されている石碑やモニュメントのことを「自然災害伝承碑」と呼び、令和元年度から国土地理院の刊行・提供する地図に掲載しています。

自然災害伝承碑は被災場所に建てられていることが多く、これらを地図に掲載することで過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指しています。

地図掲載状況

2026年1月29日現在

全国	675	市区町村	2413	基
上流域協議会	2	市	4	基



自然災害伝承碑を示すアイコン

概要

碑名	竣工記念
災害名	キティ台風 (1949年8月31日～9月1日)
災害種別	洪水
建立年	1950
所在地	栃木県さくら市大中
伝承内容	昭和24年(1949)8月31日から翌9月1日にかけてのキティ台風により、鬼怒川の堤防が800mに渡って決壊した。濁流に襲われた大中集落は一夜にして鬼怒川の主流のようになった。第2次世界大戦後の5年に満たない間に発生した、4回目となる洪水であった。
制限事項	

来年度以降に実施予定の取組内容

○自然災害伝承碑を地理院地図等に掲載する取組を継続する。

自然災害伝承碑について



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 出前講座によるマイ・タイムライン作成講座の実施
- ブース出展による防災知識の普及・防災意識の向上

令和7年度 of 取組状況

○マイ・タイムライン講習会の実施

外国人を含む様々な地域の方や小学生を対象にマイ・タイムライン講習会を実施した。



令和7年6月1日
下妻市避難訓練



令和7年10月10日
常総市石下小学校
4～6年生(約170名)

○自治体等主催イベントでのブース出展

パネル・災害対策車両の展示やパンフレット配布を通して、水防災に関する普及啓発を行った。



令和7年6月1日
筑西市防災訓練



令和7年10月4日
水戸地方気象台
お天気フェア

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鬼怒川・小貝川上流域の減災に係る取組方針

平成 2 8 年 9 月 2 6 日

(令和元年 6 月 6 日一部改定)

(令和 3 年 2 月 1 9 日一部改定)

(令和 4 年 3 月 1 7 日一部改定)

(令和 8 年 6 月 5 日一部改定)

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
宇都宮市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、
塩谷町、高根沢町、栃木県、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、真岡鐵道株
式会社、野岩鐵道株式会社、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

この答申を受けて、鬼怒川及び小貝川の上流域の関係 10 市町（宇都宮市、小山市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、塩谷町、高根沢町）と栃木県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局は、平成 28 年 6 月 13 日に「鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。また、平成 29 年度より矢板市が協議会に加わった。

本協議会では、令和 2 年度までに円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果を平成 28 年 9 月 26 日に、「鬼怒川・小貝川上流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。

また、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 31 年 1 月 29 日に改定された。このような情勢を踏まえ、本協議会では、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映し、令和元年 6 月 6 日に取組方針の一部改定を行った。

令和 2 年度は、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、野岩鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。

また、令和 8 年度は、これまでの取組状況を振り返るとともに、気候変動により激甚化・頻発化する水害に対応するため、本流域における課題と概ね 5 年間で実施する取組を改めて整理し、取組方針の改定を行った。

引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
宇都宮市	市 長
小山市	市 長
真岡市	市 長
矢板市	市 長
さくら市	市 長
下野市	市 長
上三川町	町 長
益子町	町 長
芳賀町	町 長
塩谷町	町 長
高根沢町	町 長
栃木県	知 事
日本貨物鉄道株式会社	安全推進部長
東武鉄道株式会社	安全推進部長
真岡鐵道株式会社	代表取締役社長
野岩鐵道株式会社	常務取締役 鉄道部長
気象庁	宇都宮地方気象台長
〃	水戸地方気象台長
国土交通省国土地理院	関東地方測量部長
国土交通省関東地方整備局	下館河川事務所長
〃	鬼怒川ダム統合管理事務所長

3. 鬼怒川・小貝川の概要と上流域の主な課題

鬼怒川は、その最上流に急峻な山々が連なり、河川勾配が急なため降雨の影響を受けやすいという特徴がある。一方、小貝川流域は平地が多く、河川勾配が緩やかなため、洪水が流れにくいという特徴がある。

昭和 61 年 8 月洪水では、小貝川において計画高水位を大幅に上回る大出水となり、堤防決壊等により下館市（現筑西市）や石下町（現常総市）において約 40km²が浸水し、浸水家屋は 4,500 戸に及ぶ甚大な被害が発生した。このため、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業により堤防と母子島遊水地を整備している。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、鬼怒川流域において台風 18 号及び台風から変わった低気圧に向って南から湿った空気が流れ込み、9 月 10 日から 11 日にかけて、鬼怒川では、基準地点石井上流域の流域平均 24 時間雨量が観測史上最も多い 410mm を記録した。また、流量についても平方地点及び鬼怒川水海道地点において、観測史上最大となった。

上流域の主な特徴としては、河床勾配が急であり、川幅が非常に広い点があげられ、特徴的な施設としては霞堤がある。この特徴を踏まえた上で、主な課題を整理すると以下のとおりである。

- 水衝部の河岸侵食への対応等が必要なこと。
- 破堤等の浸水により鬼怒川に沿った低い土地が広範囲に浸水するほか、塩谷町・さくら市の左岸側で破堤すると、五行川に沿って流水が広がること。なお、土地に勾配があるため、長期間の滞留は想定されない。
- 非常に広い範囲が浸水することで、孤立者が発生する可能性があること。なお、土地に勾配があるため、長期間の滞留は想定されない。
- 河川によって分断された飛び地では隣接市への避難の可能性があること、また、鬼怒川と田川に挟まれた区域では、浸水の状況により隣接市への避難の可能性があること。
- 河川周辺の家屋は、氾濫流や河岸侵食により倒壊・流出する可能性があること。
- 避難指示等の発令の遅れや、十分な水防活動の実施ができない可能性があること。
- 霞堤には遊水効果の他、浸水後の河川への排水効果があり、適切な管理を行う必要があること
- 対象の基準観測所が上流側にあるため、降雨後の水位上昇までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で、避難指示等の発令の判断をしないといけないこと。

4. 現状の取組状況

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

① 情報伝達等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
想定される浸水リスクの周知	○洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を下館河川事務所ホームページ等で公表している。	C
	○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを継続している。	E2・3・5
	○地域住民による防災意識向上のため、「自然災害伝承碑」の情報を国土地理院ホームページに公表している。	E1
	○洪水防災に関わる情報を、生活空間である”まちなか”に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」の整備を進めている。	C1
	○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。また、住まい方の工夫、企業 BCP などへの浸水リスク情報の活用として、「水害リスクマップ」、「多段階の浸水想定図」を公表している。	C2
	●ハザードマップ等に記載されている内容が十分に認識されていない。	C1・2・6・8 E6・F2
	●ハザードマップ等の多言語化などを進める必要がある。	C6
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容について	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、下館河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	C3
	○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。	C3
	○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。	C4

	○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警戒呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。	C
	●水位や危険度等の様々な情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるには、情報の内容をわかりやすく伝える取り組みが必要である。	C3・8 D2 E2・3・5
避難指示等の発令について	○避難指示は、洪水予報や水位情報等を基本とし、地域防災計画に記載された内容を踏まえて発令している。	—
	○自治体において、避難指示の発令に着目したタイムラインの作成をしており、実際の出水や訓練等で活用し、必要に応じて見直しを実施している。	D1
	●基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難指示等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている。	C5 D1・2
	●夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。	D2・E4
	●洪水予報の発表を受け、避難指示等の発令を行っているが、水位の上昇が早いと、短時間の中で限られた情報の確認のみで、避難指示等の発令を判断しなければいけない。	D1
避難場所、避難経路について	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。	C
	○マイ・タイムライン作成時に避難場所や避難経路等を確認し、予め決めておくことが重要であることを伝えている。	E2
	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切にできないことが懸念される。	E2・4
住民等への情報伝達の方法について	○水位や危険度等の情報は、川の防災情報やキキクルの他、各メディア等を通じて複数の手段により提供している。	C4・5
	○避難情報を防災無線、広報車、SNS、防災アプリなど複数の手段により伝達している。	C7・8
	○暴風雨時でも、屋内にて確実に情報提供が可能な戸別受信機（防災ラジオ）を導入し、配付をすすめている地域がある。	C7
	●旅行者や外国人、通信機器がない世帯、高齢者など一部の住民には伝わらない場合もある。	C3・8
	●防災無線や広報車は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。	C7
避難誘導体制について	○避難誘導は、職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。	—

	○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。	F4
	●住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くするための取り組みが必要である。	E2・3・4 5・6 F6
	●要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めているが、今後、計画を作成した施設に対する避難訓練の支援が必要である。	F1・3・4
	●広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導体制など、自治体間の連携が必要である。	D1・H2
	●個別避難計画の作成率を向上させていくことが必要である。	F1・3・5

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

② 水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
河川水位等に係る情報の提供について	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して「水防警報」を発令している。	—
水防活動に係る情報の提供について	○出水期前に、国、県、市町、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所との共同点検を実施している。	G3
	●共同点検等を実施しているが、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。	G3・4
水防活動の実施体制について	○出水時の河川等の巡視など水防活動を行う水防団（消防団）が避難誘導等の任務も担っている。	G
	●水防団員の減少・高齢化等により、限られた時間・人員の中で広域な巡視の確実な実施と安全確保が難しくなっている状況にある。	B1・G
水防資機材の整備状況について	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。	B
	○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。	B1
	○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行っている。	—
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○自治体庁舎の浸水対策や自家発電装置の耐水化等を実施している。	B2
	○大規模水害時に浸水等による機能の低下・停止を最小限にとどめるために業務継続計画（BCP）を作成している。	—
	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する場合がある。	B2
	●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。	E4

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	H
	○浸水後の排水を河川へ自然に引き込むことが可能な施設として霞堤がある。	H
	○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を作成している。	H2
	○排水施設等に関わる情報等の連絡体制が確立している。	H
	○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。	H
	●HP や SNS にて霞堤の特徴、役割を周知しているが、霞堤の管理において機能・効果の啓発不足等の可能性がある。	H1
ダム等の危機管理型の運用について	○洪水被害の発生につながるような豪雨が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流することで洪水調節容量を実質的に増やして洪水に備える事前放流を実施することとしている。	—

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	取組項目との整合
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○上流域は河床勾配が急であり、水衝部において河岸侵食が発生するため、護岸整備等の対策を実施してきた。	A1
	●引き続き、水衝部対策としての護岸整備や根固め設置等を押し進める必要がある。	A1

※各項目の課題●のアルファベットは、後述の「7. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応している。

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

上記目標の達成に向け、鬼怒川や小貝川においてハード対策を順次実施することに加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、これまで実施した内容に加えて、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・取組機関・実施時期については、以下のとおりである。

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との整合
■洪水を河川内で安全に流す対策			A
・護岸整備（河岸侵食対策）等	関東地整	継続して実施	A1
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			B
・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	市町、県 関東地整	必要に応じて実施	B1
・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	市町 関東地整	必要に応じて実施	B2

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・取組機関・実施時期については、以下のとおりである。

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との整合
■水害リスク情報の充実			C
・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	市町	継続して実施	C1
・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	市町 国土地理院	継続して実施	C2

・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	市町、県 関東地整	継続して実施	C3
・水位計やライブカメラ映像のリアルタイム提供	県 関東地整	継続して実施	C4
・水害リスクラインによる水位情報の提供	関東地整	継続して実施	C5
・ハザードマップの機能向上 (デジタル化やユニバーサルデザイン化等)	市町	必要に応じて 実施	C6
・防災行政無線の改良・防災ラジオ等の配布	市町	必要に応じて 実施	C7
・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するための SNS 等の整備	市町、県 関東地整	必要に応じて 実施	C8
■水害対応タイムライン等の作成			D
・上流域の大雨による急激な水位上昇等を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	D1
・防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直し	市町、県 気象庁 関東地整	R 8 年度から 順次実施	D2
■水害リスクの自分事化、防災教育を通じた人材育成			E
・水害記録の伝承	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	継続して実施	E1
・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	継続して実施	E2
・防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	E3
・住民参加の避難訓練等の実施	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	E4
・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーの育成	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	E5
・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施	市町、県 気象庁 国土地理院	継続して実施	E6

	関東地整		
■共助の仕組み強化のための取組			F
・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	市町、県 関東地整	継続して実施	F1
・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置	市町	継続して実施	F2
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	市町	継続して実施	F3
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進	市町、県 関東地整	継続して実施	F4
・個別避難計画の作成及び実効性を確保する取組の促進	市町、県	継続して実施	F5
・自主防災組織の促進及び支援等の検討	市町、県	継続して実施	F6

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との 整合
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			G
・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	市町	継続して実施	G1
・水防団同士の連絡体制の確保	市町	継続して実施	G2
・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	市町、県 気象庁 関東地整	継続して実施	G3
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	市町、県 関東地整	継続して実施	G4
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	市町	継続して実施	G5
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	市町	継続して実施	G6

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組

主な取組項目	取組機関	実施時期	課題との整合
■排水訓練の実施			H
・霞堤の適切な管理のための機能・効果の啓発活動の検討・周知	市町、県 関東地整	必要に応じて実施	H1
・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施と見直し等	市町、県 関東地整	継続して実施	H2

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、減災対策協議会は全国で実施されているため、今後、その他の協議会の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時取組方針を見直すこととする。

新旧対応表（上流域）

ページ	改定案	現 行
表紙(p1)	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鬼怒川・小貝川上流域の減災に係る取組方針 平成28年9月26日 (令和元年6月6日一部改定) (令和3年2月19日一部改定) (令和4年3月17日一部改定) (令和8年6月5日一部改定) 鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 宇都宮市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、 塩谷町、高根沢町、栃木県、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、真岡鐵道株 式会社、野岩鐵道株式会社、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局 1	「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鬼怒川・小貝川上流域の減災に係る取組方針 平成28年9月26日 (令和元年6月6日一部改定) (令和3年2月19日一部改定) (令和4年3月17日一部改定) 鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 宇都宮市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、 塩谷町、高根沢町、栃木県、日本貨物鉄道株式会社、東武鐵道株式会社、真岡鐵道株 式会社、野岩鐵道株式会社、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局 1

ページ	改定案	現 行
1.はじめに(p2)	1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。 このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。 この答申を受けて、鬼怒川及び小貝川の上流域の関係 10 市町（宇都宮市、小山市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、塩谷町、高根沢町）と栃木県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局は、平成 28 年 6 月 13 日に「鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。また、平成 29 年度より矢板市が協議会に加わった。 本協議会では、令和 2 年度までに円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果を平成 28 年 9 月 26 日に、「鬼怒川・小貝川上流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。 また、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 31 年 1 月 29 日に改定された。このような情勢を踏まえ、本協議会では、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映し、令和元年 6 月 6 日に取組方針の一部改定を行った。 令和 2 年度は、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、野岩鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。 また、令和 8 年度は、これまでの取組状況を振り返るとともに、気候変動により激甚化・頻発化する水害に対応するため、本流域における課題と概ね 5 年間で実施する取組を改めて整理し、取組方針の改定を行った。 引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。	1. はじめに 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じた。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。 このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。 この答申を受けて、鬼怒川及び小貝川の上流域の関係 10 市町（宇都宮市、小山市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、芳賀町、塩谷町、高根沢町）と栃木県、気象庁、国土地理院、国土交通省関東地方整備局は、平成 28 年 6 月 13 日に「鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立した。また、平成 29 年度より矢板市が協議会に加わった。 本協議会では、令和 2 年度までに円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、その結果を平成 28 年 9 月 26 日に、「鬼怒川・小貝川上流域の取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめた。 また、平成 30 年 12 月 13 日に社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」が答申された。この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が平成 31 年 1 月 29 日に改定された。このような情勢を踏まえ、本協議会では、これまでの取組方針に対し、緊急行動計画改定を反映し、令和元年 6 月 6 日に取組方針の一部改定を行った。 また、令和 2 年度に、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、真岡鐵道株式会社、野岩鉄道株式会社の鉄道事業者が協議会に加わった。本協議会では、これまでの取組方針に対し、令和 7 年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、取組方針の一部改定を行った。 引き続き、本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は本協議会規約第 5 条に基づき作成したものである。

ページ	改定案	現 行
4.現状の取組状況 (p6～10)	全ての表を刷新 主な修正内容 ・現状○と課題●について再整理（別紙1） ・「取組項目との整合」を新たに追加、各項目のアルファベットは、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応	

ページ	改定案	現 行
5.減災のための目標(p11)	5. 減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和12年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 【5年間で達成すべき目標】 鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。 ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態 ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態 上記目標の達成に向け、鬼怒川や小貝川においてハード対策を順次実施することに加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組	5. 減災のための目標 円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。 【5年間で達成すべき目標】 鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。 ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態 ※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態 上記目標の達成に向け、鬼怒川や小貝川においてハード対策を順次実施することに加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組

ページ	改定案	現 行
6.概ね 5 年で実施する取組(p12～15)	全ての表を刷新 以下に、主な修正内容を記載 ・主な取組項目の再整理（別紙 2） ・これまでの「目標時期」は「実施時期」に表現を修正 ・取組項目の修正に伴い、「取組機関」「実施時期」を修正 ・「課題との整合」を新たに追加	

4. 現在の取組状況

No.	項目	改訂案	現 行
		現状○と課題●	現状○と課題●
① 情報伝達等に関する事項			
1	想定される浸水リスクの周知	○洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を下館河川事務所ホームページ等で公表している。	○洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を下館河川事務所ホームページ等で公表している。
2		○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを継続している。	○マイ・タイムライン作成講座など、浸水リスク等を認識していただけるような取り組みを実施している。
3		○地域住民による防災意識向上のため、「自然災害伝承碑」の情報を国土地理院ホームページに公表している。	○地域住民による防災意識向上のため、「自然災害伝承碑」の情報を国土地理院ホームページに公表している。
4		○洪水防災に関わる情報を、生活空間である"まちなか"に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」の整備を進めている。	○洪水防災に関わる情報を、生活空間である町の中に標識として表示し、まちを立体的なハザードマップとして見立てていく「まるごとまちごとハザードマップ」を整備している。
5		○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。また、住まい方の工夫、企業BCPなどへの浸水リスク情報の活用として、「水害リスクマップ」、「多段階の浸水想定図」を公表している。	○浸水リスクの周知方法として「ハザードマップポータルサイト」を公開している。
6		●ハザードマップ等に記載されている内容が十分に認識されていない。	●浸水想定区域図等が浸水リスクとしてまだ十分に認識されていない。
7		●ハザードマップ等の多言語化などを進める必要がある。	—
8	洪水時における河川水位等の情報提供等の内容について	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、下館河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、下館河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。
9		○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。	○緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を行っている。
10		○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。	○危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラを整備し、配信している。
11		（ 削 除 ）	○水位等の情報を「川の防災情報、SNS、NHKデータ放送、ヤフー」など複数の手段により提供している。
12		○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警戒呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。	○大雨特別警報の警報への切替時に「洪水への警戒呼びかけ」の改善として今後の洪水の見込みについての情報発表を行うこととしている。
13		（ 削 除 ）	○指定河川洪水予報の発表演習を定期的に実施している。
14		●水位や危険度等の様々な情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるには、情報の内容をわかりやすく伝える取り組みが必要である。	●様々な手段により水位等の情報を提供しているが、適切な避難行動に結びつけるためには、継続的な取り組みが必要である。
15	避難指示等の発令について	○避難指示は、洪水予報や水位情報等を基本とし、地域防災計画に記載された内容を踏まえて発令している。	○避難指示等の発令に関する内容を地域防災計画に記載し、その内容に基づき発令している。
16			○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難指示等の発令を行っている。
17		○自治体において、避難指示の発令に着目したタイムラインの作成をしており、実際の出水や訓練等で活用し、必要に応じて見直しを実施している。	○自治体において、避難指示の発令に着目したタイムラインの作成をしており、実際の出水や訓練等で活用し、必要に応じて見直しを実施している。
18		●基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難指示等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければならないこともあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている。	●基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難指示等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければならないこともあり、洪水時には、時間的に余裕のない中で適切な判断が求められている。
19		●夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。	●夜間や早朝における避難指示等の発令がされた場合、円滑かつ迅速な避難ができない恐れがある。
20		（ 削 除 ）	●早め（明るいうち）の避難指示等の発令を判断するために、より先のより精度の高い気象予報情報の入手が必要である。
21		●洪水予報の発表を受け、避難指示等の発令を行っているが、水位の上昇が早い ため、短時間の中で限られた情報の確認のみで、避難指示等の発令を判断しなければいけない。	●洪水予報の発表を受け、避難指示等の発令を行っているが、水位の上昇が早い ため、短時間の中で限られた情報の確認のみで、避難勧告等の発令を判断しなければいけない。
22	避難場所、避難経路について	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。	○避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。
23		○マイ・タイムライン作成時に避難場所や避難経路等を確認し、予め決めておく ことが重要であることを伝えている。	○マイ・タイムラインによる自分の逃げ方計画を作成している。
24		（ 削 除 ）	●避難経路が水害ハザードマップには記載されていない。
25		●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切 にできないことが懸念される。	●避難場所、避難経路が大規模氾濫により浸水する場合には、住民の避難が適切 にできないことが懸念される。
26		（ 削 除 ）	●新型コロナウイルス等による感染症対策として、避難所の収容人数の制限や感 染症対策を講じた運営などの対応が必要である。
27		（ 削 除 ）	●堤防が決壊した場合等の想定される浸水域、浸水深などの避難に関する情報は 水害ハザードマップ等で周知しているが、住民にはまだ十分に認知されてい ない。

No.	項目	改訂案	現 行
		現状○と課題●	現状○と課題●
28	住民等への情報伝達の方法について	○水位や危険度等の情報は、川の防災情報やキキクルの他、各メディア等を通じて複数の手段により提供している。	○水位等の情報を「川の防災情報、SNS、NHKデータ放送、ヤフー」など複数の手段により伝達している。
29		○避難情報を防災無線、広報車、SNS、防災アプリなど複数の手段により伝達している。	○避難情報を防災無線、広報車、SNS、防災アプリなど複数の手段により伝達している。
30		○暴風雨時でも、屋内にて確実に情報提供が可能な戸別受信機（防災ラジオ）を導入し、配付をすすめている地域がある。	○暴風雨時でも、屋内にて確実に情報提供が可能な戸別受信機（防災ラジオ）を導入し、配付をすすめている地域がある。
31		●旅行者や外国人、通信機器がない世帯、高齢者など一部の住民には伝わらない場合もある。	●旅行者や外国人、通信機器がない世帯、高齢者など一部の住民には伝わっていない。
32		●防災無線や広報車は、風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。	●風雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
33	避難誘導体制について	○避難誘導は、職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。	○避難誘導は、職員、警察、水防団員（消防団員）が実施している。
34		○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。	○要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めている。
35		●住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。	●住民自らが適切な避難行動を行い、逃げ遅れを無くすための取り組みが必要である。
36		（ 削 除 ）	●職員、警察、水防団員（消防団員）それぞれの役割が明確になっていない。
37		●要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めているが、今後、計画を作成した施設に対する避難訓練の支援が必要である。	●要配慮者利用施設の避難確保計画作成を進めているが、今後、計画を作成した施設に対する避難訓練の支援が必要である。
38		●広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導体制など、自治体間の連携が必要である。	●広範囲の浸水により広域避難が必要となった場合、隣接市町間の避難誘導体制など、自治体間の連携が必要である。
39		●個別避難計画の作成率を向上させていくことが必要である。	—
② 水防に関する事項			
40	河川水位等に係る情報の提供について	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して「水防警報」を発令している。	○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して「水防警報」を発令している。
41	水防活動に係る情報の提供について	○出水期前に、国、県、市町、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。	○出水期前に、国、県、市町、水防団（消防団）、地域住民等と重要水防箇所の共同点検を実施している。
42		●共同点検等を実施しているが、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。	●共同点検等を実施しているが、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。
43	水防活動の実施体制について	○出水時の河川等の巡視など水防活動を行う水防団（消防団）が避難誘導等の任務も担っている。	○河川巡視等の水防活動を行う水防団（消防団）が避難誘導等の任務も担っている。
44		●水防団員の減少・高齢化等により、限られた時間・人員の中で広域な巡視の確実な実施と安全確保が難しくなっている状況にある。	●水防団員が減少・高齢化等により巡視員の人員確保や二次災害防止の検討が必要である
45		（ 削 除 ）	●夜間の巡視の際、目視確認が難しく、安全確保も必要になる。
46	水防資機材の整備状況について	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。	○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。
47		○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。	○迅速化、省力化を図るため、新技術を活用した水防資機材等の整備を進めている。
48		○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行っている。	○大規模災害等の発生時に国土交通省から被災自治体ヘリエゾン（災害対策現地情報連絡員）を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行っている。
49	自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	○自治体庁舎の浸水対策や自家発電装置の耐水化等を実施している。	○自治体庁舎の浸水対策や自家発電装置の耐水化等を実施している。
50		○大規模水害時に浸水等による機能の低下・停止を最小限にとどめるために業務継続計画（BCP）を作成している。	○大規模水害時に浸水等による機能の低下・停止を最小限にとどめるために業務継続計画（BCP）を作成している。
51		●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する場合がある。	●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する場合がある。
52		●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。	●庁舎や災害拠点病院等では、避難した住民を受け入れること等により、本来実施すべき事務等に支障をきたすことが懸念される。
③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事			
53	排水施設、排水資機材の操作・運用について	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。	○出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開閉等を実施している。
54		○浸水後の排水を河川へ自然に引き込むことが可能な施設として霞堤がある	○浸水後の排水を河川へ自然に引き込むことが可能な施設として霞堤がある
55		○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を作成している。	○大規模氾濫を想定した緊急排水計画を作成している。
56		○排水施設等に関わる情報等の連絡体制が確立している。	○排水施設等に関わる情報等の連絡体制が確立している。
57		○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。	○大規模出水時等における排水機場等の操作に関する情報が共有され、連絡体制が確立している。
58	ダム等の危機管理型の運用について	●HP や SNS にて霞堤の特徴、役割を周知しているが、霞堤の管理において機能・効果の啓発不足等の可能性がある。	●HP や SNS にて霞堤の特徴、役割を周知しているが、霞堤の管理において機能・効果の啓発不足等の可能性がある。
59		○洪水被害の発生につながるような豪雨が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流することで洪水調節容量を実質的に増やして洪水に備える事前放流を実施することとしている。	○洪水被害の発生につながるような豪雨が予測される場合に、利水容量の一部を事前に放流することで洪水調節容量を実質的に増やして洪水に備える事前放流を実施することとしている。
60		（ 削 除 ）	●洪水調節容量を効果的に活用するための検討や、さらなる柔軟な対応が求められる。
④ 河川管理施設の整備に関する事項			
61	堤防等河川管理施設の現状	○上流域は河床勾配が急であり、水衝部において河岸侵食が発生するため、護岸整備等の対策を実施してきた。	○上流域は河床勾配が急であり、水衝部において河岸侵食が発生するため、護岸整備等の対策を実施してきた。
62	の整備状況	●引き続き、水衝部対策としての護岸整備や根固め設置等を推し進める必要がある。	●引き続き、水衝部対策としての護岸整備や根固め設置等を推し進める必要がある。

6. 概ね5年で実施する取組

1) ハード対策の主な取組

別紙2

No.	改定案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
1	■洪水を河川内で安全に流す対策	護岸整備（河岸侵食対策）等	■洪水を河川内で安全に流す対策	護岸整備（河岸侵食対策）等
2		（ 削 除 ）		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備
3		（ 移 動 ）		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布
4	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理
5		（ 削 除 ）		・簡易水位計や簡易型河川監視カメラの設置
6		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化

2) ソフト対策の主な取組

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組

No.	改定案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
7		（ 削 除 ）		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（鬼怒川・小貝川・八間堀川）の公表
8		（ 削 除 ）		・ハザードマップの作成・周知
9		・まるとまちごとハザードマップ整備・拡充		・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）や効果的なまるとまちごとハザードマップの検討・周知まるとまちごとハザードマップ整備・拡充
10		（ 移 動 ）		・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進
11	■水害リスク情報の充実	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用
12		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信		—
13		・水位計やライブカメラ映像のリアルタイム提供		—
14		・水害リスクラインによる水位情報の提供		—
15		・ハザードマップの機能向上（デジタル化やユニバーサルデザイン化等）		—
16		・防災行政無線の改良・防災ラジオ等の配布		—
17		・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するためのSNS等の整備		—
18	■水害対応タイムライン等の充実	・上流域の大雨による急激な水位上昇等を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討	■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・短時間判断等の上流域の特徴を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討
19		・防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直し		・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のしやすさをサポート）
20		（ 削 除 ）		・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置
21		（ 削 除 ）		・水防災に関する説明会の開催
22		・水害記録の伝承	①	・水害記録の伝承
23		・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施	■防災教育や防災知識の普及	・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート
24	①②をまとめ【自助】			・出前講座等を活用した講習会の実施
25				・プッシュ型の洪水予報等の情報発信
26	■水害リスクの自分事化、防災教育を通じた人材育成	・防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る		・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供
27				・水害リスクラインによる水位情報の提供
28		・住民参加の避難訓練等の実施	②	・ハザードマップの訓練等への活用
29		（ 削 除 ）		・マイ・タイムライン作成講座の実施
30		・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーの育成	■災害を我がことと考えるための取組	・地域の防災リーダーの育成
31		・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施		・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施
32		・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施		・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施
33		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置
34	■共助の仕組み強化のための取組	・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	■共助の仕組み強化のための取組	・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施
35		・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進		—
35		・個別避難計画の作成及び実効性を確保する取組の促進		—
36		・自主防災組織の促進及び支援等の検討		—

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

No.	改定案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
37	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化	・水防団等への連絡体制の再確認
38		・水防団同士の連絡体制の確保		・水防団同士の連絡体制の確保
39		・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検		・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
40		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施		・関係機関が連携した実働水防訓練の検討・実施
41		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進
42		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築
43		(■共助の仕組み強化のための取組へ移動)		・自主防災組織の促進及び支援等の検討

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

No.	改定案		現 行	
	大項目	主な取組項目	大項目	主な取組項目
44	■排水訓練の実施	(削 除)	■緊急排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画（案）を作成
45		・霞堤の適切な管理のための機能・効果の啓発活動の検討・周知		・霞堤の適切な管理のための機能・効果の啓発活動の検討・周知
46		・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施と見直し等		—

●今後概ね5年で実施予定の取組内容(上流域)

資料5

項目	事項	内容	取組機関	宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	気象庁	国土地理院	関東地整
1)ハード対策の主な取組																		
■洪水を河川内で安全に流す対策																		
		護岸整備(河岸侵食対策)等	関東地整	・引き続き、コンクリートブロックなどによる護岸改修を実施していく。 ・引き続き、河川改修に伴う取水堰の整備や橋梁の架替え工事を実施していく。	なし (国対応項目と思慮される)				特になし	—	護岸整備を実施【検討中】							・河川整備計画に基づき順次実施する。 ・各施設の機能が十分に発揮できるよう維持管理を適切に行う。
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																		
		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	市町、県 関東地整	・引き続き、新技術を活用した水防資機材等の整備検討していく。	・水防資機材の適正な維持管理 ・土のう備蓄数の確保 ・ドローンの技術力向上訓練及び定期的な河川調査 ・資格及び免許取得費用の確保	・市役所本庁舎、消防庁舎ともに自家発電設備設置済み ※本庁舎、消防庁舎は浸水想定区域外に立地しております。	・水防団員の安全を確保するための資機材の充実を図る	特になし	・新技術を活用した水防資機材等の整備の配備を検討していく	・水防活動に必要と思われる資機材を調査し、整備計画を策定 ・水防団員の安全を確保するための資機材の充実を図る	—	新技術を活用した水防資機材等の配備を実施【検討中】	・平成25年度から水防団員の安全を確保するための資機材の充実を実施しており、今後も適切な管理を実施していく。 【H28年度～】	・水防団員の安全を確保するための整備の充実を順次図る。新たな水防資機材の導入検討【R8～】	・配備を検討していく。	・新技術を活用した水防資機材等の備蓄を検討していく 【H28年度～】		・水のう(15mm/本)18本を蔵代出張所に配備済(H28年度) ・土のう等の備蓄資材を必要に応じて補充するなど維持管理を適切に行う。
		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	市町 関東地整	・引き続き、浸水想定区域内にある市有施設に対し、災害対応を継続可能な整備及び耐水化について、検討する。 ・本庁舎については、浸水想定区域外に立地するため、対象外と考えている。	市役所本庁舎、消防庁舎ともに自家発電設備設置済み ※本庁舎、消防庁舎は浸水想定区域外に立地しております。	・対象施設:真岡市役所 本庁舎 令和2年度に新庁舎が完成し、自家発電装置等においても耐水化済み	特になし	・対象施設:さくら市役所 耐水に関して検討していく	・浸水想定区域外(新庁舎移転に伴い、非常用電源は屋上に設置)	・災害対策本部となる庁舎等は浸水想定区域に含まれていない	浸水時においても災害対応を継続するため、ポータブル電源により対応【継続実施】	・対象なし 【対象なし】	・役場は新庁舎建設に伴い対策済	R10年の新本庁舎の整備に合わせ自家発電装置等の耐水化を行う。				耐水壁等の対策は実施済みだが、全面的な改修に合わせて耐水対策を予定

項目	事項	内容	取組機関	宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	気象庁	国土地理院	関東地整
2) ソフト対策の主な取組 ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																		
■水害リスク情報の充実																		
		・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	市町	・令和元年東日本台風で溢水した箇所において、電柱の一部にシールや表示板で実績浸水深を表示している。 (令和2年度～)	・令和6年度から、特に浸水想定深の深い地域の電柱を中心に毎年看板設置を実施中。	・協議会の中で検討していく	・特になし	・洪水浸水想定図の公表後、検討を行い、公共施設や電柱を中心に、表示看板の設置を実施した。	・防災講話の中で早期避難の推進と、知人・親戚宅等への避難、垂直避難など、地域や世帯・個人にあったより適切な避難方法を検討・周知する。	【R7年度予定】 ・電柱や避難所を対象に表示看板の設置	・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充【検討中】	・協議会の中で検討していく 【H29年度～】	・まるごとまちごとハザードマップ整備について検討していく 【R8～】	・検討していく。				
		・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	市町 国土地理院	・協議会において検討していく。	・なし (国土地理院対応項目と思慮される)		・出前講座などで周知。	・WEBハザードマップを公開済みであり、情報の随時更新を進めていく	・特になし	【R8年度予定】 ・ハザードマップの改定に併せ、webハザードマップの構築を予定	・ハザードマップポータルサイトのリンクを町ホームページで公開、地図情報の活用【継続実施】		・タイムラインの更新及び実践的な訓練を検討していく。			・ハザードマップポータルサイト及び地図情報等の活用により周知をサポート 【H28年度～】		
		・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	市町、県 関東地整	・引き続き、緊急通報メールや登録制防災情報メール等により情報発信していく(体制整備済み)。	・なし (国対応項目と思慮される)		・防災メール等により随時情報発信	・防災行政無線から切り替えた防災情報配信システムによる水位情報の発信を検討する	・特になし	—	・キキクル通知サービス:洪水情報及び土砂災害警戒情報のプッシュ型配信【継続実施】		・新しい防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直しについて検討していく。	・整備済(維持管理を適切に行う)				・整備済(維持管理を適切に行う)
		・水位計やライブカメラ映像のリアルタイム提供	県 関東地整	・溢水が多発している市内9河川に水位計及び河川監視カメラを設置している。 ・「川の防災情報」(国土交通省)において、河川監視カメラの映像をリアルタイムで公開している。	・なし (国対応項目と思慮される)		・今年度作成中のハザードマップ(冊子版、WEB版)に情報記載予定。	・氾濫の恐れのある河川に対しライブカメラを設置済みであり、維持管理を継続する	・ライブカメラは既に2か所(田川・姿川)設置済み。引き続き取り組んでいく。	—	・県が設置した水位計等の情報を閲覧できるポータルサイトのリンクを町ホームページで公開【継続実施】	・ハザードマップ更新に伴いライブカメラ等の位置情報の周知提供していく 【R8～】	・整備済(維持管理を適切に行う)					・整備済(維持管理を適切に行う)
		・水害リスクラインによる水位情報の提供	関東地整	・溢水が多発している市内9河川に水位計を設置している。 ・引き続き「川の防災情報」(国土交通省)において、水位情報をリアルタイムで公開する。	・なし (国対応項目と思慮される)		・防災メール等により随時情報発信	・水位情報の提供を検討する	・特になし	—	・「洪水キキクル」と統合され、気象庁のウェブサイトなどで確認できる【継続実施】							・整備済(維持管理を適切に行う)
		・ハザードマップの機能向上(デジタル化やユニバーサルデザイン化等)	市町	・令和6年6月からWEB版ハザードマップの運用開始 ・その他、ユニバーサルデザイン化等については、今後、協議会において検討していく。	・防災ポータルサイトにハザードマップを公開中。		・WEB版を作成中	・WEBハザードマップを公開済みであり、情報の随時更新を進めていく	・特になし	【R8年度予定】 ・ハザードマップの改定に併せ、「表示方法の改善」又は「webハザードマップの構築」を予定	・ハザードマップの機能向上(デジタル化やユニバーサルデザイン化等)【検討中】	・ハザードマップ更新の際に検討していく。	・デジタル化ハザードマップ情報ポータルページ上での公開 【R8～】	・R10のハザードマップ改定において、反映させていく。				
		・防災行政無線の改良・防災ラジオ等の配布	市町	・引き続き、緊急告知機能付き防災ラジオの購入補助を行い、防災ラジオを普及する。 ・防災ラジオの無償貸与、購入奨励成を継続する。	・同報系防災行政無線について、市東部地区の新設及び市南西部地区の既設設備の更新を実施する。 ・防災ラジオの無償貸与、購入奨励成を継続する。	・避難行動要支援者のほか、自治会役員や消防団員等への防災ラジオの無償貸与を進めていく。	・令和2～4年度にかけて電波方式を変更し、戸別受信機を市民に配布。	・防災行政無線から切り替えた防災情報配信システムにより、高齢者世帯などへの戸別受信機の配布を促進していく	・防災行政無線の改良は検討していく。 ・防災ラジオは整備しており、有償配布・無償貸与しており、引き続き配布していく。	【H28年度～H29年度実施】 ・移動系防災行政無線のデジタル化	・防災行政無線の整備(デジタル化) ・防災無線テレフォンサービス・個別受信機配布・防災アプリの導入【継続実施】	・防災無線のテレフォンサービスを実施 【H28年度～】	・防災行政無線の更新・改良及び防災ラジオ、アプリ等との連携検討【R8～】	・高齢者等に対する戸別受信機の配付を推進する				
		・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するためのSNS等の整備	市町、県 関東地整	・引き続き、市公式LINEやXにより情報発信を行う。	・整備済みの伝達手段(安全安心情報メール、LINE、X、Facebook、エリメール)の運用を継続する。	・市公式アプリでの情報発信を進めていく。	・防災メールの他、Lineなどによる情報発信も行っている。	・防災行政無線から切り替えた防災情報配信システムによるSNS活用を促進する	・LINEやX等のSNSで引き続き、情報発信をしていく。	【R7年度実施】 ・町情報アプリの整備(防災情報をプッシュで通知可、ハザードマップや気象情報サイトのリンク集を搭載)	・住民の避難行動を促進させる情報を伝達するためのSNS等の整備【継続実施】	・町公式SNSを活用していく。	・既存のSNS等の活用も含め情報伝達手段の多様化をすすめていく【R8～】	・防災防犯メールのSNS連携を検討していく	・県公式LINEアカウントにマイタイムライン作成や防災マップ閲覧のためのメニューを設定【継続実施】 ・県公式YouTubeで防災啓発動画を公開【継続実施】		・LINEを利用した「避難行動促進ツール」など、作成に必要な情報の提供や支援を行う。	
■水害対応タイムライン等の充実																		
		・上流域の大雨による急激な水位上昇等を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討	市町、県 気象庁 関東地整	・協議会においてタイムラインの更新について検討していくとともに、職員向けの図上訓練を検討していく。	・毎年タイムラインを考慮した風水害対応職員訓練を実施継続する。	・タイムラインの更新及び実践的な訓練実施の検討	・出前講座などで住民向けに周知を行っている。	・タイムラインの更新及びロールプレイング等の実践的な訓練実施の検討する。	・ロールプレイング等の実践的な訓練実施を検討していく。	【H28年度から実施】 ・タイムラインの更新及びロールプレイング等の実践的な訓練の実施を検討	・タイムラインの周知【継続実施】	・タイムラインの更新の検討及び訓練の検討 【H28年度～】	・タイムラインの見直し更新及び実践的な訓練の検討 【R8～】	・タイムラインの更新及び実践的な訓練を検討していく。	・タイムラインの更新への支援及び訓練への参加 【H28年度～】			・トップセミナーの開催 ・ホットライン訓練の実施 ・自治体訓練に参加【継続実施】
		・防災気象情報の改善に伴うタイムライン等の見直し	市町、県 気象庁 関東地整	・新しい気象情報に対応できるように、適時、市民周知の内容や課内の災害対応マニュアル等を修正していく。	・変更箇所の周知をHPやチラシなど、適時、市民周知の内容や課内の災害対応マニュアル等を修正していく。		・今後、実施予定。	・実施を検討する	・洪水ハザードマップのタイムライン記載箇所の更新等を行う。	・新しい気象情報に併せて随時更新していく。	・新しい気象情報の改善に伴うタイムライン等の各種改善【継続実施】	・タイムラインを新しい気象情報の改善に合わせての修正する。	・新しい気象情報の改善に伴うタイムライン等の各種見直しについて検討していく。	・新しい防災気象情報の改善に伴い、タイムライン等の各種見直しを行う【R8年度～】	・新しい気象情報の改善に伴い、タイムライン等の各種改善を行う【R8年度～】	・気象情報を改善し運用。自治体が行うタイムライン等の各種見直しを支援する。		・「逃げキッド」や関連する資料等の修正を行う。

項目	事項	内容	取組機関	宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	気象庁	国土地理院	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																		
■水害リスクの自分事化、防災教育を通じた人材育成																		
		・水害記録の伝承	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	・引き続き、出前講座等を通じて過去の水害事例紹介や教訓の伝承を行う。	・出前講座などを通じて被災歴の紹介を行い、風化防止に努める。		・出前講座などで、本市被害状況などの情報を提供。	・実施を検討する	・特になし	・今後検討していく【R8～】	・地区防災計画により、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す【継続実施】		・出前講座等を活用した災害事例等の伝達をしていく【R8～】		・県HPIに災害記録を掲載【継続実施】	・宇都宮地方気象台のHPIに掲載している。 https://www.data.jma.go.jp/utsu/nomiya/bousai/kisyouusai.html ・出前講座等で水害について普及啓発を行っている。	・「自然災害伝承碑」の情報を地図図等に掲載【R元年度～】	・出前講座等において、過去の水害を知って頂く。
		・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	・申込に応じて出前講座を実施しており、引き続き啓発に取り組んでいく。	・防災講習やマイタイムライン作成講習を出前講座等で実施継続する。 ・教職員を対象とした「防災リーダー講習会」及び「防災教育セミナー」の実施を継続しながら、講話や演習を通して、防災意識の向上や災害発生時の対応に関する知識や技能を高める機会を提供する。	・地域産談会や市内小中学校で、マイ・タイムライン普及等に関する講話を開始した。今後さらなる普及促進を図る。	・出前講座により実施。	・実施を検討する	・マイタイムライン作成に関する防災講話を引き続き実施していく。	・「逃げキッド」を活用して、小中学校での出前授業を実施していく。	・出前講座等の要望があればマイ・タイムラインの普及及び防災教育、講習会等の実施【継続実施】		・小中学校を中心に前出講座を活用したマイタイムラインの普及啓発を実施していく【R8～】	・小中学校における防災授業を通じ、保護者等に対してもマイタイムラインを理解してもらう	・各土木事務所にて、防災教育を実施している【H28年度～】 ・要請により、出前講座等を行っていく【H28年度～】	・気象庁ワークショップ等で、仮想の町や実際のハザードマップでキクル等を用い、危険度に応じた模擬避難訓練（机上訓練）を行っている。	・地理院地図等を活用した防災教育コンテンツの提供【H28年度～】	・あらゆる主体へのマイ・タイムラインの普及に向けて、関係機関と連携し、情報提供や講習会等の支援を行う。
		・防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る	市町、県 気象庁 関東地整	・申込に応じて出前講座を実施しており、引き続き啓発に取り組んでいく。	・出前講座等の中で、情報入手方法や内容の紹介を行う。 小学生を対象とした防災体験学習などの体験学習を通して、防災意識や危機回避能力の向上を図る機会を設ける。	・地域産談会や市内小中学校での講話を通じて各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図るよう検討していく。	・出前講座により実施。	・実施を検討する	・要請により引き続き実施していく。	・小中学校での出前授業（マイタイムライン）の中で説明をしている。	・出前講座等の要望があれば防災教育等において、各種防災情報の入手方法や内容の理解促進を図る【継続実施】		・学校担当課と調整し、実施を検討していく【H28年度～】	・学校、自主防災組織、各種団体等を通して情報入手手段の普及と理解を促進していく【R8～】	・実施を検討していく	・出前講座等においては、各種防災情報の理解促進に努める。【継続実施】	・出前講座や各種イベントで、キクルをはじめとした気象庁が発表する各種情報の普及活動を行っている。	・出前講座等においては、各種防災情報の理解促進に努める。
		・住民参加の避難訓練等の実施	市町、県 気象庁 関東地整	・引き続き、地域における防災訓練実施の際の助言や、支援を行うとともに、市主催の総合防災訓練を実施する。	・今後も、防災訓練や水防訓練において、住民参加型の避難訓練を継続的に実施していく。	・水害を想定した避難訓練の実施を検討していく。	・市・消防団と連携で実施。または、各行政区で実施している物に市が参加。	・実施を検討する	・自治会と連携した訓練等、様々な種類の訓練を引き続き実施していく。	・今後、町情報アプリ（R7年度整備）を活用した訓練の実施を検討している。	・住民参加の避難訓練等の実施【継続実施】		・より多くの住民が防災訓練に参加するよう促していく。	・行政区、自主防災組織等に呼びかけ、避難訓練等の実施を促進していく【R8～】	・住民に対し、地区防災訓練への積極的な開催を呼びかける。	・避難所運営に携わる住民を対象とした実践的な実地の研修会を実施する。【継続実施】	・訓練への参加および支援を行う。	・関係機関の要請により、訓練に参加し、各種情報連絡等の支援を行う。
		・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーの育成	市町、県 気象庁 関東地整	・引き続き、自主防災組織が地域の実情に合った効果的な活動を行えるよう、研修会や講演会を開催するなど、防災リーダーの育成・支援を図る。	・防災士の養成や自主防災組織との研修などを通して防災リーダー意識の高い人材を育成する。	・市独自に地域防災リーダー養成研修を毎年実施しており、継続していく予定である。	・検討中。	・実施を検討する	・検討していく。	・自主防災組織を対象に「防災士」資格の取得をサポート（町補助金）している。	・地域の防災リーダー及びマイ・タイムラインリーダーへの研修を実施【検討中】		・自主防災組織や町防災士連絡会等と連携し、防災リーダーの育成を図る。	・自主防災組織のリーダー、防災士等の協力の下、リーダーの育成をすすめていく【R8～】	・防災士資格取得に補助金を交付することで、防災士自体を増やすとともに、取得者にマイタイムラインや防災訓練に参加していただく。	・自主防災組織等の指導的立場にある方を対象とした講演会やグループワークを実施する。【継続実施】	・防災士養成講座や自主防災組織研修会において、防災知識や防災気象情報の利活用等について普及啓発を実施している。 ・自治体担当者との打合せにおいて、「気象防災アドバイザー」制度の説明を行っている。	・出前講座等を通じて、人材育成を促進する。
		・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施	市町、県 気象庁 国土地理院 関東地整	・協議会において検討していく。	・関係部署と連携して普及啓発活動の実施を検討する。	・実施について検討していく。	・ポスター等の掲示による周知	・実施を検討する	・検討していく。	・今後検討していく	・水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施【継続実施】		・普及啓発活動を実施する。	・随時普及・啓発活動の検討をしていく【R8～】	・検討していく。	・ポスター掲示やパンフ等を配布する。【継続実施】	・水防災意識強化週間ポスターの掲示【R元年度～】	・ポスターやパンフ等を配布し、自治体と連携した広報活動を継続する。
■共助の仕組み強化のための取組																		
		・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	市町、県 関東地整	・引き続き、関係部局へ協議会の会議資料提供を行い情報共有を実施する。	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から協議会に関する情報提供を受けるなど情報共有を実施する。また、担当課と協力し、外国人への情報伝達等の課題について取り組む。	・情報共有を継続していく。	・関連情報については共有している。	・実施を検討する	・検討していく。	・福祉部局とは、要配慮者向けの防災情報等の共有又は会議への同席を実施している。	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局や多文化共生部局等についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施【継続実施】		・実施を検討していく【R8～】	・検討していく。	・県の福祉・医療・教育部局に対し、情報提供や支援等を行う。【継続実施】		・関係機関の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。	
		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置	市町	・協議会において検討していく。	・担当課と連携しながら地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等のパンフレット等を設置を継続する。	・福祉部局と連携し、設置を進める。	・資料等配布を実施。	・実施を検討する	・検討していく。	・施設側と調整しながら進めていく。	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置【継続実施】		・調整、検討をしていく【R8～】	・検討していく。				
		・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	市町	・申込に応じて出前講座を実施しており、引き続き啓発に取り組んでいく。	・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常勤務における防災に関する取組事例を共有。 ・災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 ・最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する支援を実施	・福祉部局と連携し、取組の促進を図る。	・高齢者管轄部署と情報共有を実施。	・実施を検討する	・地域包括支援センターと連携した高齢者への避難行動の理解促進への取り組みを検討していく。	・関係機関と連携しながら取り組んでいく。	・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施【検討中】		・福祉部局等と説明をしていく【R8～】	・実施を検討していく。				
		・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の促進	市町、県 関東地整	・毎年、庁内の所管課に対し、関係団体の計画作成を支援するよう依頼しており、引き続き働きかけていく。	・要配慮者施設において作成している避難計画において、水害時の避難方法を組み入れており、訓練もすでに実施していることから、市としても避難方法など適正か、的確に判断できるよう支援していく。	・既存施設については要配慮者利用施設計画の作成が完了している。訓練の促進を図る。	・民生委員や担当部局と情報共有。	・実施を検討する	・福祉担当課と調整し、要配慮者施設における訓練の実施を検討していく。	・各関係機関と連携を取りながら進めていく。	・関係機関と連携し、今後検討していく【検討中】		・要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援【H28年度～】	・要配慮者利用施設管理者等との情報共有と訓練の呼びかけを実施していく【R8～】	・福祉部局と連携して実施していく	・県の福祉・医療・教育部局と連携し、計画策定・訓練実施状況の確認及び働きかけを行う。【継続実施】	・関係機関の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。	
		・個別避難計画の作成及び実効性を確保する取組の促進	市町、県	・毎年、庁内の所管課に対し、関係団体の計画作成を支援するよう依頼しており、引き続き働きかけていく。	・ホームページや広報などにより、災害時見守り情報個別票（個別避難計画）の啓発を行い、情報個別票の作成数増加を図る。	・福祉部局と連携し、取組の促進を図る。	・民生委員や担当部局と情報共有。	・実施を検討する	・福祉担当課と調整し、個別避難計画の作成と実効性のある取り組みの実施を検討していく。	・各関係機関と連携を取りながら進めていく。	・関係機関と連携し、今後検討していく【検討中】		・個別避難計画の作成を順次進めていく。	・福祉部局、社会福祉協議会等との協議をすすめ、計画の作成及び実効性の確保に努めていく【R8～】				
		・自主防災組織の促進及び支援等の検討	市町、県	・地域の住民が協力し合う自主防災組織の普及促進及び支援等の検討を実施していく。	・自主防災会の設立促進を継続的に進めて行く。	・自主防災組織に関して検討していく	・出前講座や組織設立のための説明会を実施。	・自主防災組織に関して検討していく	・引き続き自主防災組織の設置数を増やしている。	・自主防災組織の活動（資機材整備や防災訓練等）に対して補助制度を実施している。 ・自主防災組織を対象にした研修会を実施している。	・自主防災組織の促進及び補助事業等の支援【継続実施】		・自主防災組織に関して検討していく【H28年度～】	・自主防災組織の設立促進と活動支援を継続実施	・自主防災組織に対し、活動を支援するための補助金交付事業を継続して行う。	・自主防災組織の支援に關して検討していく【H28年度～】		

項目	事項	内容	取組機関	宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	気象庁	国土地理院	関東地整
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																		
		■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																
		・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	市町	・MCA無線機やEメール配信等の情報伝達手段を確保し、水害危険箇所調査や水防訓練等を通じて確実な連絡体制を確保していく。	・既存の災害情報発信メールやの自動音声システムにより伝達手段を確保し、月に一度、送受信の点検訓練を実施している。情報伝達は消防無線機を確保しており活用訓練を実施。	・消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている		・消防団が水防団を兼務しており、規律訓練や分団長会議等で連絡体制を再確認するとともに、伝達訓練の実施を検討する	・消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については日頃の訓練や火災現場等で行っている。	・消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で実施している。	・メールやLINEなどを活用した連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【継続実施】	・消防団が水防団を兼務している年間を通して定期訓練や火災現場において行っている【H28年度～】	・既存の連絡網を活用した訓練を実施【R8～】	実施について検討していく				
		・水防団同士の連絡体制の確保	市町	・MCA無線機による連絡体制を確保していく。	・近隣市町と積極的な交流を図り、連絡体制の強化に努めている。	・連絡体制を確保する		・連絡体制を確保する	・連絡体制を確保するためIP無線機を活用していく。	・連絡体制を確保する。	・携帯電話や防災行政無線(移動系)などによる、近隣の水防団の連絡体制の確保【継続実施】	・連絡体制を確保する【H28年度～】	・消防団の既存連絡網を活用して平常時からの連絡体制の確保を図る【R8～】	・連絡体制を確保する				
		・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	市町、県 気象庁 関東地整	・水防団(消防団)との土砂災害危険箇所調査の実施や、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に、関係機関と共に参加していく。	・国土省河川事務所、県土木事務所と連携しながら、水防団・住民が参加する共同点検を実施継続する。	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	・現地視察を実施。	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加するよう、水防団(消防団)に周知	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している【継続実施】	・河川と接していないため共同点検の対象外【対象なし】	・毎年河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加していく【R8～】	・毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に、消防団、消防署、町で参加している。	・直轄河川の合同巡視に参加【H28.5～毎年】	・県管理河川については、毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施【H28.5～毎年】	・重要水防箇所等の共同点検に参加(令和7年度未実施)。	・重要水防箇所等の共同点検を実施【継続実施】	
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	市町、県 関東地整	・関係機関と連携した宇都宮市水防訓練を実施していく。	・出水期前に風水害実動訓練を実施する。 関係機関との連携訓練を検討、実施する。 ・水防工法講習会等を毎年実施し、現場対応力の向上を図る。	・利根川水系合同水防訓練及び関係機関が行う水防訓練に参加	・県土木事務所が主で実施。	・毎年行っている水防訓練の実施を検討する。	・風水害を想定した市防災訓練を実施する。	・毎年、町総合防災訓練(町・消防署・消防団・自主防災組織等の参加)を実施している。その他にも風水害を想定した図上訓練を実施している。	・風水害を想定した防災訓練を実施【継続実施】	・防災訓練と併せ実施する【H28年度～】	・毎年出水期前に水防訓練を実施【R8～】	・水防管理団体が行う訓練への参加【H28年度～毎年】			・水防管理団体が行う訓練への参加【継続実施】	
		・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	市町	・水防協力団体の募集について、広報誌やホームページ等を活用し行っていく。	・各自主防災会の訓練に消防団を積極的に参加させ、連携強化を図るとともに、各種イベント等で募集活動を積極的に実施する。	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施	・募集への周知を実施。	・消防団員の募集を消防団を通して、随時募集を実施する	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施している。	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団募集を実施【継続実施】	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施【実施済み】	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施【実施済み】	・消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施				
		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	市町	・宇都宮建設事業協同組合と大雨・集中豪雨による河川溢水被害を防止・軽減することを目的とした業務委託を締結しており、組合を通じて市建設業者が対応する体制を構築している。	・平成18年12月より小山建設業協同組合との地域防災における応急対応の協力に関する協定により、応急活動に必要な資機材、物資及び人員の確保をしている	・実施を検討する	・県土木事務所と協力して実施。	・実施を検討する	・検討していく。	・地域の建設業者と災害時協定を締結している。	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【継続実施】	・平成14年度から町建設業協会と災害時における作業、資材の輸送等の協力に関する協定を締結【実施済み】	・平成23年3月から栃木県建設業協会と水防協力団体の協定を締結している【実施済み】	・実施について検討していく				
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																		
		■排水訓練の実施																
		・震災の適切な管理のための機能・効果の啓発活動の検討・周知	市町、県 関東地整	・協議会において検討していく。	・協議会で排水計画(案)の作成について検討していく。	・協議会において検討していく	特になし	・協議会で排水計画(案)の作成について検討していく	・協議会において検討していく。	・協議会において検討していく。	・震災の適切な管理のための機能・効果の啓発活動【検討中】	・対象施設がないため対象外【対象なし】	・協議会において検討していく【R8～】		・協議会において検討していく【H29年度～】			・協議会において検討していく
		・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施と見直し等	市町、県 関東地整	・協議会において検討していく。	・協議会において検討していく。	・実施を検討する	特になし	・緊急排水計画に基づく排水訓練の実施を検討していく	・協議会において検討していく。	・協議会において検討していく。	・風水害を想定した防災訓練を実施【継続実施】	・協議会で排水計画(案)の作成について検討していく【H28年度～】	・協議会において検討していく【R8～】	特になし。	・排水ポンプ車の操作訓練を実施【継続実施】 ・市町の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。			・関係機関の要請により、必要な情報提供や支援等を行う。



平成27年関東・東北豪雨により鬼怒川堤防（常総市三坂町地先）が決壊し、広範囲の浸水により約4,300人が救助されるなど、甚大な災害が発生してから今年で10年が経過しました。
水害の記憶や教訓を風化させずに未来へ繋ぐとともに、「水防災意識社会の再構築」と「流域治水」の取り組みをさらに推進することを目的に式典・シンポジウムを開催しました。



【日 時】 令和7年9月28日(日) 13:30～16:15

【場 所】 茨城県 常総市地域交流センター

【主 催】 常総水害から10年実行委員会（茨城県・結城市・下妻市・常総市・守谷市・筑西市・つくばみらい市・八千代町・下館河川）

【内 容】 式典・シンポジウム・未来へ繋ぐ10年企画・防災イベント

【来 賓】 国会議員、茨城県知事、流域内首長、県議会議員等 【来場者】 約1,350名

「常総水害から10年特設ページ」
(下館河川HP)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/shimodate01258.html>



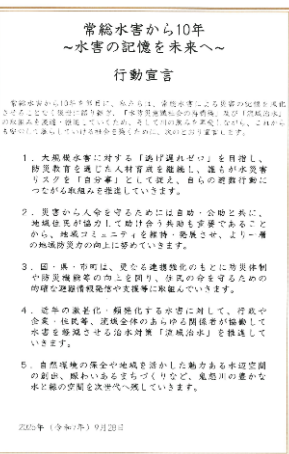
● 式 典



橋本 整備局長 大井川 茨城県知事



神達 常総市長（実行委員長）



●水害の記憶を未来へ繋げ、「逃げ遅れゼロ」を目指し、水害リスクの自分事化や共助による地域防災力の向上、流域治水の推進など、5項目の取り組みを推進することを宣言しました。



青木事務所長と橋本整備局長

● シンポジウム

基調講演（防災芸人 赤プルさん）



●「水害は、にげるしかない！」

パネルディスカッション

【テーマ】 水害の記憶を未来へ、私たちが今できること



ファシリテーター
筑波大・白川先生



パネリスト
菊池真以氏、須賀英雄氏、袖山文広氏、神達市長、青木事務所長

●「防災の取り組みに終わりはない、新たなスタート！」 「地域の絆を大切に！」

● 未来へ繋ぐ10年企画等



高校生書道部 メッセージムービー 上映



高校生の書道パフォーマンス！

● たくさんの子供達に参加頂き、水害を知り、未来へ繋げるきっかけとなったと思います。



絵画コンクール受賞作品展示



利根川改修150年パネル展示



人文字 メッセージムービー 上映



「未来のきぬがわ」絵画コンクール表彰式



防災イベント会場



行動宣言を掲げて（実行委員）

●水害リスクの「ジブンゴト化」を推進 ●迅速かつ的確な避難行動を促す ●常総市をフィールドに構築

★ 住民へ避難のきっかけをつくり、ジブンゴトとして捉えて頂くために、首長からのメッセージ動画を配信

- 常総市内において現在地を送信することで、鬼怒川・小貝川・八間堀川が氾濫した場合の浸水の有無や、浸水が及ぶ河川を特定できます。
- 浸水深だけでなく、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域の有無も確認できます。
- 建物状況を入力することで、水平避難または屋内安全確保などの避難行動の目安を確認できます。
- 洪水時には、常総市内の避難所の混雑状況をリアルタイムで確認できるサイト（VACAN）も閲覧できます。

★首長から緊急のメッセージを配信

(画面操作イメージ)

GPS情報の取得・送信

浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域の有無も確認

今いる建物の階数確認

今いる場所が安全か判定します。今いる建物の階数はどれですか？

1階建て
2階建て
3階建て以上

今いる建物の構造確認

今いる建物の構造はどれですか？

戸建て
戸建て以外

避難情報判定結果

今いる場所が浸水する可能性があるため、自宅外へ避難することを考えてください。
お近くの指定避難所は、[こちら](#)をご確認ください。

VACANの情報へ

危険度詳細情報

鬼怒川があふれた場合

浸水深: 0.5から3.0メートル未満
浸水継続時間: 3日程度
家屋倒壊区域: 該当しません。

鬼怒川の避難情報判定

今いる場所が安全か判定する場合はボタンをクリックしてください。

避難情報判定

他河川の詳細情報

他河川の詳細な情報を知りたい場合は、知りたい河川名のボタンをクリックしてください。

小貝川
八間堀川

位置情報と建物階数、建物構造から屋内安全確保または水平避難の判断となる情報を提示

3河川の浸水深を提示

(配信イメージ)

流域住民の避難行動促進

[自治体職員向け講習会]

資料8

H27水害から10年の節目を迎えるにあたり、洪水の恐ろしさを知らない方や水害時に支援が必要な方々（高齢者、障害者、外国人等）を含め、あらゆる主体にマイ・タイムラインを知って頂くとともに、ジブンゴト化の意識を向上させ、流域住民の避難行動促進の取組みをさらに発展させる事を目的に、自治体職員向け講習会（対象：防災、福祉、多文化共生課等）を開催。

- 日 時：令和7年8月28日(木) 14:00～16:00
- 講 師：澤 麻 美（流域治水アンバサダー、気象予報士、防災士）
- 場 所：茨城県 県生涯学習センター
- 参加者：42名（17自治体）（減災対策協議会、流域治水協議会の担当者、及び多文化共生、福祉担当職員）



ポイント① マイ・タイムライン講習会

- 澤さんから、マイ・タイムラインのこれまでの講師経験から、教える際のノウハウの教えて頂いた
- **あらゆる主体に広げるため、福祉や多文化共生等の担当職員も参加**



講義の様子



各テーブルで対話しながら



会場の様子

ポイント③ 意見交換（マイ・タイムラインの普及を進めるアイデア）

- 自治体職員同士の意見交換により、情報交換やコミュニケーション向上
- 減災対策協議会の取組方針の見直しに向けた検討材料



グループ討議



各グループからの発表

ポイント② 避難行動促進ツールに関する情報提供

- 水害リスクの「ジブンゴト化」を推進し、迅速かつ的確な避難行動を促す目的
- スマートフォンを活用したプログラムを構築
 - ・常総市をフィールドに試行（公式LINEを活用） → 各自治体へ展開・発展
- GPSにより現在地の浸水危険度等を把握、避難所情報ともリンク
- 首長からの緊急メッセージにより切迫感を伝える



（配信イメージ）

（画面操作イメージ）

3河川の浸水深を提示

★主なご意見等

- 「学校教育での積極的な展開」、「広報などによる啓発」、「リーダーの育成」など多角的な展開が必要。そのためには、**防災部局だけでなく、教育委員会など自治体内での他部署との連携の重要性を再認識した。**
- 在留外国人など支援が必要な方への普及も重要であり、そのためにも、**教材の多言語化やデジタル化が必要だ**と感じた。また、**様々なイベントでの周知を多文化共生部署としても実施していきたい。**



参加者集合写真

実施目的:若い世代を対象にマイ・タイムラインリーダーを育成することを目的に、栃木県の「とちぎ学生防災サークル支援事業」と連携し、マイ・タイムラインリーダー認定講座を開催。

実施日時:令和7年12月13日(土) 13:40～15:40

実施場所:下館河川事務所 3階会議室

参加者:とちぎ学生防災サークル学生16名(帝京大学、佐野日本大学短期大学、国際医療福祉大学)、行政関係者4名

主な実施内容:マイ・タイムラインリーダー認定講座後、リーダー認定証の交付

❖ 実施状況



【参加者の感想】

- ❑ 約10他人からの言葉ではなく、自分で考えて、自分で避難を判断することが大事だということを学んだ。
- ❑ 今回のハザードマップは宇都宮市で自分の住んでいる地域ではなかったので、宇都宮市について学べてよかったことと、**帰ったら自分の住んでいるところを調べよう**と思った。
- ❑ 自分自身は水害の経験がないが、いところが一度水害にあって、家が水没しているのを体験している。そのときを振り返ってどのように行動したらよかったのかを考えるきっかけとなった。
- ❑ 自分の住んでいるところは高台にあるのでハザードマップを調べたことがなかった。改めて確認することで**危機管理能力が身についた**と感じた。
- ❑ こういうきっかけがないと手を付けることが難しいと思うので、今回は**貴重な経験ができた**と感じている。

「在留外国人を対象とした避難体験型マイ・タイムライン講習会 実施の進め方～行政職員向け手引き～」について

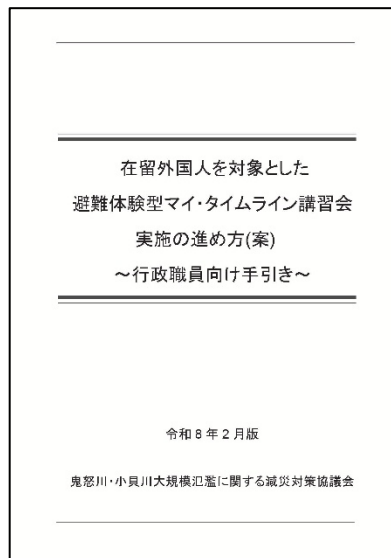
資料10

- 「在留外国人を対象とした避難体験型マイ・タイムライン講習会実施の進め方～行政職員向け手引き～」(以降は、本手引きと呼ぶ)は、市区町村の防災担当者等が在留外国人に対して洪水からの避難を検討するツールであるマイ・タイムラインの作成体験を主眼においた講習会の開催を、効率的・効果的に行うための一助となるもの

❖ 目次構成

目次
【1】在留外国人を対象としたマイ・タイムライン講習会を進めるにあたって
■マイ・タイムラインとは何か
■在留外国人へのマイ・タイムライン普及の必要性
■在留外国人へのマイ・タイムライン講習会を進めるにあたって
【2】講習会を開催するまでの準備
■企画立案
■参加者
■講習会での使用言語
■講習会会場
■河川管理者等からの情報提供
■資料等の準備
■役割分担の設定
【3】講習会の進め方
■2部構成による進め方を推奨
■タイムスケジュールの一例
【4】講習会を受けた参加者の感想
■講習会を受けた参加者の感想
【5】進行シナリオ
■【第1部】マイ・タイムライン作成体験
■【第2部】避難体験

❖ 手引き案



表紙

【5】進行シナリオ

■【第1部】マイ・タイムライン作成体験

時間	参考スライド	進行シナリオ
第1部 マイ・タイムライン作成体験		
10:00 ～ 10:15		定刻になりましたので、ただいまから『在留外国人向け避難体験型マイ・タイムライン講習会』を開催いたします。 本日司会を務めます、〇〇です。よろしくお願いいたします。 さて、本日の講座は、さらなる「逃げ遅れゼロ」の取り組み強化の一環として、在留外国人の方を対象にマイ・タイムラインの作成と避難の体験をセットで学んで頂きます。 それでは本講座の流れについてご説明いたします。本講座は、大きく2部構成で実施致します。第1部では、逃げキッドを使って一緒にマイ・タイムラインの作成体験を行います。第2部では、作成したマイ・タイムラインを参考にしながら本会場内に仮の避難場所を設置し、避難体験を行います。 適宜休憩をはさみながら2時間程度の講座となります。みなさまどうぞよろしくお願い致します。 まずはじめに、日本の河川の特徴や水害の事例、川が氾濫したら、どうなるのかを知るために「川があふれる怖さ」の動画をご覧ください。 【動画再生】 ⇒動画再生後、対象地域の特徴等補足説明(推奨)

講習会時の読み原稿を提示

【5】進行シナリオ